

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由			
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1. 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、静岡県交通基盤部が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾・漁港工事、電気通信設備工事、機械工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る静岡県建設工事請負契約約款（契約書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。工事の施工は、契約書及び設計図書のほか、静岡県工事契約実務要覧、土木工事施工管理基準、国土交通省中部地方整備局土木工事数量算出要領による。	1. 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、静岡県交通基盤部が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾・漁港工事、電気通信設備工事、機械工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る静岡県建設工事請負契約約款（契約書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。	表現の適正化
1	1	1	1	3	1	1	1	1	3	契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。	契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。	表現の適正化	
1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	特記仕様書、図面、工事数量総括表または共通仕様書の間に関連がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。	特記仕様書、契約図面、工事数量総括表または共通仕様書の間に関連がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。	表現の適正化	
1	1	1	2	6	1	1	1	2	6	設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。	設計図書とは、仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。	表現の適正化	
1	1	1	2	9	1	1	1	2	9	なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。		表現の適正化	
1	1	1	2	27	1	1	1	2	27	書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。	書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。	対象とする書類の定義を明確化	
1	1	1	10	1	1	1	1	10	1	受注者は、建設業法第24条の7、及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定による記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	国の仕様書に準拠	
1	1	1	10	2	1	1	1	10	2	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	国の仕様書に準拠	

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
1	1	1	10	3	1	1	1	10	3	国の仕様書に準拠
										第1項の受注者は、「 施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について 」(平成13年3月30日付け国コ企第3号)に基づき、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名・工期・顔写真・所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1を標準とする。
1	1	1	26	1	1	1	26	1	1	法令等の改正
										受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官 通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
1	1	1	26	7	1	1	26	7	7	土木工事積算基準に準拠
										受注者は、工事現場の イメージアップ を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
1	1	1	26	13	1	1	26	13	13	法令等の改正
										監督員が、労働安全衛生法(平成26年6月改正 法律第82号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
1	1	1	26	14	1	1	26	14	14	法令等の改正
										受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成26年6月改正 法律第82号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
1	1	1	30	6	1	1	30	6	6	法令等の改正
										受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由								
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項									
1	1	1	30	6	1	1	1	30	6	法令等の改正								
				<p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事前排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事前排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>					<p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定されたトンネル工事前排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事前排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事前排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>									
1	1	1	30	6	1	1	1	30	6	最新の運用を反映								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事前用機械のうち、ベ-スマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事前用機械のうち、ベ-スマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。					<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事前用機械のうち、ベ-スマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事前用機械のうち、ベ-スマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	
機 種	備 考																	
一般工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事前用機械のうち、ベ-スマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																	
機 種	備 考																	
一般工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事前用機械のうち、ベ-スマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																	
1	1	1	30	6	1	1	1	30	6	最新の運用を反映								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ ・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事前排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ ・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事前排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。					<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	
機 種	備 考																	
トンネル工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ ・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事前排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																	
機 種	備 考																	
トンネル工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																	

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由			
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文		
1	1	1	30	9		1	1	1	30	9	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達に関する法律（平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度やまた、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。	法令等の改正 環境省「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成28年2月）に準拠
1	1	1	30	9		1	1	1	30	9	(1)グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。	環境省「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成28年2月）に準拠	
1	1	1	30	9		1	1	1	30	9	(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。	環境省「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成28年2月）に準拠	
1	1	1	32	4	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	4	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利37号・ 国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事 説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防 災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・ 国道国防第206号）及 び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	法令等の改正	
1	1	1	32	12	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 26年 5月28日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法 施行令（平成26年 4月改正 政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない	1	1	1	32	12	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 26年 5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法 施行令（平成28年 7月15日改正 政令第258号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交 通法（平成27年9月改正 法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければなら	誤字の修正 法令等の改正	
1	1	1	34	1	建設業法（平成25年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	建設業法（平成26年6月改正 法律第69号）	誤字の修正	
1	1	1	34	1	労働基準法（平成24年6月改正 法律第42号）	1	1	1	34	1	労働基準法（平成27年5月改正 法律第31号）	法令等の改正	
1	1	1	34	1	労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）	1	1	1	34	1	労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）	法令等の改正	
1	1	1	34	1	雇用保険法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	雇用保険法（平成28年6月改正 法律第63号）	法令等の改正	
1	1	1	34	1	労働者災害補償保険法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	労働者災害補償保険法（平成27年5月改正 法律第17号）	法令等の改正	
1	1	1	34	1	健康保険法（平成26年6月改正 法律第83号）	1	1	1	34	1	健康保険法（平成28年12月改正 法律第114号）	法令等の改正	
1	1	1	34	1	中小企業退職金共済法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	中小企業退職金共済法（平成28年6月改正 法律第66号）	法令等の改正	

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由								
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項									
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成25年11月改正 法律第86号)	1	1	1	34	1	建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成28年5月改正 法律第47号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	出入国管理及び難民認定法 (平成26年6月改正 法律第74号)	1	1	1	34	1	出入国管理及び難民認定法 (平成28年11月改正 法律第89号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	道路法 (平成26年6月改正 法律第72号)	1	1	1	34	1	道路法 (平成28年3月改正 法律第19号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	道路交通法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	道路交通法 (平成27年9月改正 法律第76号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	道路運送法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	道路運送法 (平成28年12月改正 法律第106号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	道路運送車両法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	道路運送車両法 (平成28年11月改正 法律第86号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	河川法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	河川法 (平成27年5月改正 法律第22号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	港湾法 (平成26年6月改正 法律第91号)	1	1	1	34	1	港湾法 (平成28年5月改正 法律第45号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	港則法 (平成21年7月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	港則法 (平成28年5月改正 法律第42号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	下水道法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	航空法 (平成26年6月改正 法律第70号)	1	1	1	34	1	航空法 (平成28年5月改正 法律第51号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	森林法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	森林法 (平成28年5月改正 法律第47号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	火薬類取締法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	火薬類取締法 (平成27年6月改正 法律第50号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	大気汚染防止法 (平成26年6月改正 法律第72号)	1	1	1	34	1	大気汚染防止法 (平成27年6月改正 法律第41号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	水質汚濁防止法 (平成25年6月改正 法律第60号)	1	1	1	34	1	水質汚濁防止法 (平成28年5月改正 法律第47号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成27年7月改正 法律第58号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	砂利採取法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	電気事業法 (平成26年6月改正 法律第72号)	1	1	1	34	1	電気事業法 (平成28年6月改正 法律第59号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	消防法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	消防法 (平成27年9月改正 法律第66号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	建築基準法 (平成26年6月改正 法律第92号)	1	1	1	34	1	建築基準法 (平成28年6月改正 法律第72号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	海上交通安全法 (平成21年7月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)	1	1	1	34	1	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成15年7月改正 法律第119号)	1	1	1	34	1	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	漁業法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	漁業法 (平成28年5月改正 法律第51号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	空港法 (平成26年6月改正 法律第76号)	1	1	1	34	1	空港法 (平成25年11月改正 法律第76号)	誤字の修正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	厚生年金保険法 (平成25年6月改正 法律第63号)	1	1	1	34	1	厚生年金保険法 (平成28年12月改正 法律第114号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	航路標識法 (平成16年6月改正 法律第84号)	1	1	1	34	1	航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	職業安定法 (平成26年6月改正 法律第67号)	1	1	1	34	1	職業安定法 (平成28年5月改正 法律第47号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	所得税法 (平成26年6月改正 法律第91号)	1	1	1	34	1	所得税法 (平成28年11月改正 法律第89号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	水産資源保護法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	水産資源保護法 (平成27年9月改正 法律第70号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	船員保険法 (平成26年6月改正 法律第83号)	1	1	1	34	1	船員保険法 (平成28年12月改正 法律第114号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	著作権法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	著作権法 (平成28年5月改正 法律第51号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	電波法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	電波法 (平成27年5月改正 法律第26号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成28年3月改正 法律第17号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	毒物及び劇物取締法 (平成23年12月改正 法律第122号)	1	1	1	34	1	毒物及び劇物取締法 (平成27年6月改正 法律第50号)	法令等の改正	
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年5月改正 法律第51号)	1	1	1	34	1	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成27年6月改正 法律第50号)	法令等の改正	
1	1	1	34	3	受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。	1	1	1	34	3	受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。	1	1	1	34	3	受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。	表現の適正化
1	1	1	39	3	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (平成22年12月3日改正 法律第65号第2条第1項第1号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	39	3	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (平成28年5月27日改正 法律第51号第2条第1項第1号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	39	3	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (平成28年5月27日改正 法律第51号第2条第1項第1号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	法令等の改正

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		
1	1	1			1	1	1	52		<p>1-1-52工事監理連絡会</p> <p>1. 工事監理連絡会は、工事着手前に受注者、工事の設計を担当したコンサルタント等及び発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う。工事監理連絡会は、工事に関し必要な設計変更の内容等を明確にするものである。</p> <p>2. 工事監理連絡会は、受注者が発注者へ施工計画書を提出する前に実施するものとし、発注者に工事監理連絡会の開催を要請する。また、工事着手後に問題等が発生した場合にも発注者と協議のうえ開催を要請する。</p> <p>3. 受注者は、工事監理連絡会に現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の2名の出席を標準とする。</p> <p>4. 工事監理連絡会の協議内容は、以下の通りとする。</p> <p>(1) 契約図書である設計図等と現場の整合性、設計意図を確認したうえで、当該工事に関し必要な設計変更の内容を確定するとともに、その設計図等の修正実施者及び費用負担者を調整・決定するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、別添「設計図書の照査ガイドライン」により設計照査等を実施し、監督員に確認できる資料及び質問書を書面により提出し、確認を求めることができる。「設計図書の照査ガイドライン」にない工種は、本ガイドラインに準拠できるものがあれば、発注者と協議し運用できるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、発注者及びコンサルタント等に施工計画について説明を行う。</p> <p>(4) 受注者は、発注者がコンサルタントからの要請による工事監理連絡会開催の調整を行う場合、その開催に協力するものとする。</p> <p>5. 協議結果については、受注者が報告書にまとめ発注者に提出するものとする。</p> <p>6. 受注者は、発注者が指示するコンサルタント等に工事監理連絡会の打合せ費用として、業務価格に計上してある金額を開催後速やかに支払うものとする。</p>	特記仕様書を反映し追加
1	2	2			1	2	2			<p>国土交通省道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)</p>	適用すべき諸基準の追加

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由																																																																																																																																																																																																				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																																																																																																																																					
1	2	3	1	1	1	2	3	1	2	誤字の修正																																																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">現行条文</th> <th colspan="3">新条文</th> </tr> <tr> <th>名</th> <th colspan="2">称</th> <th colspan="2">説</th> <th>明</th> <th colspan="2">摘</th> <th>要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th colspan="2"></th> <th></th> <th colspan="2"></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土</td> <td rowspan="2">礫質土</td> <td>礫まじり土</td> <td>礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。</td> <td>礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土</td> <td>礫(G) 礫質土(GF)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂質土及び砂</td> <td>バケット等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>海岸砂丘の砂マサ土</td> <td>砂(S)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粘性土</td> <td>砂質土(普通土)</td> <td>掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。</td> <td>砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム</td> <td>砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>粘性土</td> <td>バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>ローム 粘性土</td> <td>シルト(M) 粘性土(C)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">岩塊 玉石</td> <td rowspan="2">高含水比粘性土</td> <td>高含水比粘性土</td> <td>バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの</td> <td>条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土</td> <td>シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩塊 玉石</td> <td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるものを玉石とする。</td> <td>玉石まじり土岩塊 砕砕された岩、ごろごろした河床</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軟岩</td> <td rowspan="2">軟岩</td> <td>I</td> <td>第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。</td> <td>地山弾性波速度 700~2800m/sec</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>凝灰質で堅く固結しているもの。風化が目によって相当進んでいるもの。き裂間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。</td> <td>地山弾性波速度 2000~4000m/sec</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">硬岩</td> <td rowspan="2">硬岩</td> <td>I</td> <td>石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの。硬い岩石で間隔30~50cm程度のき裂を有するもの。花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。</td> <td>地山弾性波速度 3000m/sec以上</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。き裂が少なく、よく密着しているもの。</td> <td>地山弾性波速度 3000m/sec以上</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					現行条文			新条文			名	称		説		明	摘		要	A	B	C							土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(GF)				砂質土及び砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂マサ土	砂(S)				粘性土	砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)				粘性土	バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)				岩塊 玉石	高含水比粘性土	高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)				岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるものを玉石とする。	玉石まじり土岩塊 砕砕された岩、ごろごろした河床				軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。	地山弾性波速度 700~2800m/sec				II	凝灰質で堅く固結しているもの。風化が目によって相当進んでいるもの。き裂間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。	地山弾性波速度 2000~4000m/sec				硬岩	硬岩	I	石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの。硬い岩石で間隔30~50cm程度のき裂を有するもの。花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3000m/sec以上				II	けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。き裂が少なく、よく密着しているもの。	地山弾性波速度 3000m/sec以上				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">新条文</th> <th colspan="3">新条文</th> </tr> <tr> <th>名</th> <th colspan="2">称</th> <th colspan="2">説</th> <th>明</th> <th colspan="2">摘</th> <th>要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th colspan="2"></th> <th></th> <th colspan="2"></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土</td> <td rowspan="2">礫質土</td> <td>礫まじり土</td> <td>礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。</td> <td>礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土</td> <td>礫(G) 礫質土(GF)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂質土及び砂</td> <td>バケット等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>海岸砂丘の砂マサ土</td> <td>砂(S)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粘性土</td> <td>砂質土(普通土)</td> <td>掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。</td> <td>砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム</td> <td>砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>粘性土</td> <td>バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>ローム 粘性土</td> <td>シルト(M) 粘性土(C)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">岩塊 玉石</td> <td rowspan="2">高含水比粘性土</td> <td>高含水比粘性土</td> <td>バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの</td> <td>条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土</td> <td>シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩塊 玉石</td> <td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるものを玉石とする。</td> <td>玉石まじり土岩塊 砕砕された岩、ごろごろした河床</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軟岩</td> <td rowspan="2">軟岩</td> <td>I</td> <td>第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。</td> <td>地山弾性波速度 700~2800m/sec</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>凝灰質で堅く固結しているもの。風化が目によって相当進んでいるもの。き裂間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。</td> <td>地山弾性波速度 2000~4000m/sec</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">硬岩</td> <td rowspan="2">硬岩</td> <td>I</td> <td>石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの。硬い岩石で間隔30~50cm程度のき裂を有するもの。花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。</td> <td>地山弾性波速度 3000m/sec以上</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。き裂が少なく、よく密着しているもの。</td> <td>地山弾性波速度 3000m/sec以上</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					新条文			新条文			名	称		説		明	摘		要	A	B	C							土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(GF)				砂質土及び砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂マサ土	砂(S)				粘性土	砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)				粘性土	バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)				岩塊 玉石	高含水比粘性土	高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)				岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるものを玉石とする。	玉石まじり土岩塊 砕砕された岩、ごろごろした河床				軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。	地山弾性波速度 700~2800m/sec				II	凝灰質で堅く固結しているもの。風化が目によって相当進んでいるもの。き裂間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。	地山弾性波速度 2000~4000m/sec				硬岩	硬岩	I	石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの。硬い岩石で間隔30~50cm程度のき裂を有するもの。花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3000m/sec以上				II	けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。き裂が少なく、よく密着しているもの。	地山弾性波速度 3000m/sec以上				
現行条文			新条文																																																																																																																																																																																																											
名	称		説		明	摘		要																																																																																																																																																																																																						
A	B	C																																																																																																																																																																																																												
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(GF)																																																																																																																																																																																																									
		砂質土及び砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂マサ土	砂(S)																																																																																																																																																																																																									
	粘性土	砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)																																																																																																																																																																																																									
		粘性土	バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)																																																																																																																																																																																																									
岩塊 玉石	高含水比粘性土	高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)																																																																																																																																																																																																									
		岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるものを玉石とする。	玉石まじり土岩塊 砕砕された岩、ごろごろした河床																																																																																																																																																																																																										
	軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。	地山弾性波速度 700~2800m/sec																																																																																																																																																																																																									
			II	凝灰質で堅く固結しているもの。風化が目によって相当進んでいるもの。き裂間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。	地山弾性波速度 2000~4000m/sec																																																																																																																																																																																																									
硬岩	硬岩	I	石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの。硬い岩石で間隔30~50cm程度のき裂を有するもの。花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3000m/sec以上																																																																																																																																																																																																										
		II	けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。き裂が少なく、よく密着しているもの。	地山弾性波速度 3000m/sec以上																																																																																																																																																																																																										
新条文			新条文																																																																																																																																																																																																											
名	称		説		明	摘		要																																																																																																																																																																																																						
A	B	C																																																																																																																																																																																																												
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(GF)																																																																																																																																																																																																									
		砂質土及び砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂マサ土	砂(S)																																																																																																																																																																																																									
	粘性土	砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)																																																																																																																																																																																																									
		粘性土	バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)																																																																																																																																																																																																									
岩塊 玉石	高含水比粘性土	高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)																																																																																																																																																																																																									
		岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるものを玉石とする。	玉石まじり土岩塊 砕砕された岩、ごろごろした河床																																																																																																																																																																																																										
	軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。	地山弾性波速度 700~2800m/sec																																																																																																																																																																																																									
			II	凝灰質で堅く固結しているもの。風化が目によって相当進んでいるもの。き裂間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。	地山弾性波速度 2000~4000m/sec																																																																																																																																																																																																									
硬岩	硬岩	I	石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの。硬い岩石で間隔30~50cm程度のき裂を有するもの。花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3000m/sec以上																																																																																																																																																																																																										
		II	けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。き裂が少なく、よく密着しているもの。	地山弾性波速度 3000m/sec以上																																																																																																																																																																																																										
1	2	3	3	7	1	2	3	3	7	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により、 仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。	道路土工盛土工指針に準拠																																																																																																																																																																																																		
1	2	4	1	8	1	2	4	1	8	受注者は、工事箇所に工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。	受注者は、工事箇所において工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。	表現の適正化																																																																																																																																																																																																		
1	2	4	3	10	1	2	4	3	10	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、 仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。 なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。	道路土工盛土工指針に準拠																																																																																																																																																																																																		
1	2	4	4	7	1	2	4	4	7	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、 仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。	道路土工盛土工指針に準拠																																																																																																																																																																																																		
1	3	2	0	1	1	3	2	0	1		機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(案) (平成28年7月)	適用すべき諸基準の追加																																																																																																																																																																																																		

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
1	3	5	4	3	1	3	5	4	3	誤字の修正
1	3	6	4	5	1	3	6	4	5	誤字の修正
1	3	6	7	1	1	3	6	7	1	表現の適正化
1	3	7	4	2	1	3	7	4	2	表現の適正化
2	1	2	0	1	2	1	2	0	1	表現の適正化
2	1	2	0	4	2	1	2	0	4	表現の適正化
2	1	2	0	6	2	1	2	0	6	道路橋示方書・同解説に準拠

表1-1「海外建設資材品質検査・証明」対象資材			表1-1「海外建設資材品質検査・証明」対象資材				
区分/細別	品目	対応JIS規格 (参考)	区分/細別	品目	対応JIS規格 (参考)		
I セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210	I セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210		
	高炉セメント	JIS R 5211		高炉セメント	JIS R 5211		
	シリカセメント	JIS R 5212		シリカセメント	JIS R 5212		
	フライアッシュセメント	JIS R 5213		フライアッシュセメント	JIS R 5213		
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材 溶接構造用圧延鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3112	II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材 溶接構造用圧延鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3112

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
										<p>(3)発生材の破砕 破砕装置には大割を行う一次破砕装置と、さらにこれを所定の大きさ以下に小割する二次破砕装置の設置が望ましい。</p> <p>(4)ふるい分け 破砕された材料は、振動ふるい等によって所定の大きさ以下にふるい分けなければならない。</p> <p>(5)再生砂の貯蔵 1)ふるい分けられた再生砂は、ごみや泥が混入しないように貯蔵しなければならない。 2)降雨等による雨水対策を施し、再生砂の粒度分布の変動に細心の注意を払わなければならない。</p> <p>(6)プラントにおける品質管理項目と頻度 1)プラントにおける品質管理項目と頻度(出荷量ごと)は表-2・2による。</p> <p>(注)ただし、2ヶ月間の出荷量が1,000m3に満たない場合は、2ヶ月に1回の頻度で実施しなければならない。 2)出荷量データ(出荷月日と数量)及び品質管理データを整理、保管し、提示を求められた時には、すみやかに提示しなければならない。</p> <p>4.その他 再生砂における六価クロムの有無について、平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。 (平成19年11月8日付け建技第219号「公共建設工事における再生コンクリート砂に係る留意事項について」) における</p>		
2	2	8	3	0	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成26年7月改正政令第269号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成28年11月改正政令第343号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。	法令等の改正
2	2	10	1	1	注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひびわれが入らないものとする。	2	2	10	1	1	注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび割れが入らないものとする。	道路土工—擁壁工指針に準拠

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由																																																																																																																																																																																																																																				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																																																																																																																																																																					
2	2	12	1	0	2	2	12	1	0	平成23年11月28日 建工第80号・道保 第225号通知による																																																																																																																																																																																																																																				
<p>(4) 反射シート</p> <p>標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-34、表2-35に示す規格以上のものとする。</p> <p>また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。</p> <p>なお、受注者は、表2-34、表2-35に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>表 2-34 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12° (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20° (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。</p>					観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	<p>(4) 反射シート</p> <p>反射シートは広角プリズム型 (フルキューブ) 反射シートとし、色度範囲及び反射性能は表2-34・35のとおりとする。</p> <p>表 2-34 色度範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">色</th> <th colspan="8">色度座標の範囲</th> <th colspan="2">Y 値の限界 (%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1</th> <th colspan="2">2</th> <th colspan="2">3</th> <th colspan="2">4</th> <th rowspan="2">上限</th> <th rowspan="2">下限</th> </tr> <tr> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白</td> <td>0.303</td> <td>0.300</td> <td>0.368</td> <td>0.366</td> <td>0.340</td> <td>0.393</td> <td>0.274</td> <td>0.329</td> <td>—</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>黄</td> <td>0.498</td> <td>0.412</td> <td>0.557</td> <td>0.442</td> <td>0.479</td> <td>0.520</td> <td>0.438</td> <td>0.472</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>赤</td> <td>0.500</td> <td>0.353</td> <td>0.600</td> <td>0.280</td> <td>0.720</td> <td>0.280</td> <td>0.631</td> <td>0.369</td> <td>15</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>青</td> <td>0.140</td> <td>0.035</td> <td>0.244</td> <td>0.210</td> <td>0.190</td> <td>0.255</td> <td>0.065</td> <td>0.216</td> <td>10</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>緑</td> <td>0.026</td> <td>0.399</td> <td>0.166</td> <td>0.364</td> <td>0.286</td> <td>0.446</td> <td>0.207</td> <td>0.771</td> <td>12</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>蛍光黄</td> <td>0.521</td> <td>0.424</td> <td>0.557</td> <td>0.442</td> <td>0.479</td> <td>0.520</td> <td>0.454</td> <td>0.491</td> <td>—</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>シタマツラン</td> <td>0.330</td> <td>0.340</td> <td>0.390</td> <td>0.480</td> <td>0.470</td> <td>0.380</td> <td>0.400</td> <td>0.290</td> <td>3.0</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色度座標は標準の光 D65 による ※試験及び測定方法は JIS Z 9122 による</p> <p>表 2-35 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> <th>蛍光黄</th> <th>シタマツラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12°</td> <td>5°</td> <td>570</td> <td>380</td> <td>75</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>275</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>235</td> <td>190</td> <td>45</td> <td>16</td> <td>25</td> <td>160</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20°</td> <td>5°</td> <td>400</td> <td>280</td> <td>54</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>190</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>170</td> <td>140</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>19</td> <td>95</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30°</td> <td>5°</td> <td>300</td> <td>230</td> <td>45</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>170</td> <td>140</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>19</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1°</td> <td>5°</td> <td>120</td> <td>70</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>2.5</td> <td>5</td> <td>30</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単位: 0.01% 反射係数 ※試験及び測定方法は JIS Z 9117 による</p> <p>なお、交差道路標識 (118-B、C (国道番号)、118の2-B、C (都道府県番号)) の色度範囲及び反射性能は表2-36、表2-37のとおりとする。</p>					色	色度座標の範囲								Y 値の限界 (%)		1		2		3		4		上限	下限	x	y	x	y	x	y	x	y	白	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	0.274	0.329	—	38	黄	0.498	0.412	0.557	0.442	0.479	0.520	0.438	0.472	45	20	赤	0.500	0.353	0.600	0.280	0.720	0.280	0.631	0.369	15	3	青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	10	1	緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	12	2	蛍光黄	0.521	0.424	0.557	0.442	0.479	0.520	0.454	0.491	—	40	シタマツラン	0.330	0.340	0.390	0.480	0.470	0.380	0.400	0.290	3.0	0.5	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	蛍光黄	シタマツラン	12°	5°	570	380	75	50	70	275	6.5	30°	235	190	45	16	25	160	2.6	20°	5°	400	280	54	30	50	190	4.5	30°	170	140	20	12	19	95	1.9	30°	5°	300	230	45	30	45	150		30°	170	140	20	12	19	100		1°	5°	120	70	14	5	10	50	1.4	30°	50	40	8	2.5	5	30	0.5
観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																																																																																								
12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																																																																																																																																																								
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																																																																																																																								
20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																																																																																																																								
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																																																																																																																								
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																																																																																																																								
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																																																																																								
色	色度座標の範囲								Y 値の限界 (%)																																																																																																																																																																																																																																					
	1		2		3		4		上限	下限																																																																																																																																																																																																																																				
	x	y	x	y	x	y	x	y																																																																																																																																																																																																																																						
白	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	0.274	0.329	—	38																																																																																																																																																																																																																																				
黄	0.498	0.412	0.557	0.442	0.479	0.520	0.438	0.472	45	20																																																																																																																																																																																																																																				
赤	0.500	0.353	0.600	0.280	0.720	0.280	0.631	0.369	15	3																																																																																																																																																																																																																																				
青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	10	1																																																																																																																																																																																																																																				
緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	12	2																																																																																																																																																																																																																																				
蛍光黄	0.521	0.424	0.557	0.442	0.479	0.520	0.454	0.491	—	40																																																																																																																																																																																																																																				
シタマツラン	0.330	0.340	0.390	0.480	0.470	0.380	0.400	0.290	3.0	0.5																																																																																																																																																																																																																																				
観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	蛍光黄	シタマツラン																																																																																																																																																																																																																																						
12°	5°	570	380	75	50	70	275	6.5																																																																																																																																																																																																																																						
	30°	235	190	45	16	25	160	2.6																																																																																																																																																																																																																																						
20°	5°	400	280	54	30	50	190	4.5																																																																																																																																																																																																																																						
	30°	170	140	20	12	19	95	1.9																																																																																																																																																																																																																																						
30°	5°	300	230	45	30	45	150																																																																																																																																																																																																																																							
	30°	170	140	20	12	19	100																																																																																																																																																																																																																																							
1°	5°	120	70	14	5	10	50	1.4																																																																																																																																																																																																																																						
	30°	50	40	8	2.5	5	30	0.5																																																																																																																																																																																																																																						

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)						新条文																																																																								
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由																																																																		
3	1	1	2	6	受注者は、請負代金内訳書を作成するに際して、 監督員 が貸与する電子データに必要事項を入力するものとする。必要事項の入力にあたっては、 監督員 が支給する「請負代金内訳書書式データの入力説明書(受注者用)」に基づき行うものとする。	3	1	1	2	6	受注者は、請負代金内訳書を作成するに際して、 発注者 が貸与する電子データに必要事項を入力するものとする。必要事項の入力にあたっては、 発注者 が支給する「請負代金内訳書書式データの入力説明書(受注者用)」に基づき行うものとする。	総価契約単価合意方式により、主に発注担当課と受注者間で資料がやり取りされる実態を反映																																																																		
3	1	1	6	7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸・砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> </tr> <tr> <td>道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)</td> <td></td> <td>ブルーフローリング実施時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表層安定処理工</td> <td>表層混合処理・路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td>掘削完了時</td> </tr> <tr> <td>サンドマット</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td>パーチカルドレーン工</td> <td>サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サンドコンパクションバイブル</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固結工</td> <td>粉体噴射機拌 高圧噴射機拌 セメントミルク機拌 生石灰バイブル</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td>薬液注入</td> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td>矢板工 (任意仮設を除く)</td> <td>鋼矢板 鋼管矢板</td> <td>打込時 打込完了時</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確 認 時 期	指定仮設工		設置完了時	河川・海岸・砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時	表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	置換	掘削完了時	サンドマット	処理完了時	パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時 施工完了時	締固め改良工	サンドコンパクションバイブル	施工時 施工完了時	固結工	粉体噴射機拌 高圧噴射機拌 セメントミルク機拌 生石灰バイブル	施工時 施工完了時	薬液注入	施工時	矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時	3	1	1	6	7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸・砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> </tr> <tr> <td>道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)</td> <td></td> <td>ブルーフローリング実施時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表層安定処理工</td> <td>表層混合処理・路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td>掘削完了時</td> </tr> <tr> <td>サンドマット</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td>パーチカルドレーン工</td> <td>サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サンドコンパクションバイブル</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固結工</td> <td>粉体噴射機拌 高圧噴射機拌 セメントミルク機拌 生石灰バイブル</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td>薬液注入</td> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td>矢板工 (任意仮設を除く)</td> <td>鋼矢板 鋼管矢板</td> <td>打込時 打込完了時</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確 認 時 期	指定仮設工		設置完了時	河川・海岸・砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時	表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	置換	掘削完了時	サンドマット	処理完了時	パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	締固め改良工	サンドコンパクションバイブル	施工時 施工完了時	固結工	粉体噴射機拌 高圧噴射機拌 セメントミルク機拌 生石灰バイブル	施工時 施工完了時	薬液注入	施工時	矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時	プラスチック製等が使用されている実態を反映
種 別	細 別	確 認 時 期																																																																												
指定仮設工		設置完了時																																																																												
河川・海岸・砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時																																																																												
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時																																																																												
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時																																																																												
	置換	掘削完了時																																																																												
	サンドマット	処理完了時																																																																												
パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時 施工完了時																																																																												
締固め改良工	サンドコンパクションバイブル	施工時 施工完了時																																																																												
固結工	粉体噴射機拌 高圧噴射機拌 セメントミルク機拌 生石灰バイブル	施工時 施工完了時																																																																												
	薬液注入	施工時																																																																												
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時																																																																												
種 別	細 別	確 認 時 期																																																																												
指定仮設工		設置完了時																																																																												
河川・海岸・砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時																																																																												
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時																																																																												
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時																																																																												
	置換	掘削完了時																																																																												
	サンドマット	処理完了時																																																																												
パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時																																																																												
締固め改良工	サンドコンパクションバイブル	施工時 施工完了時																																																																												
固結工	粉体噴射機拌 高圧噴射機拌 セメントミルク機拌 生石灰バイブル	施工時 施工完了時																																																																												
	薬液注入	施工時																																																																												
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時																																																																												
3	2	2	0	0	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	3	2	2	0	0	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	基準等の改定																																																																		
3	2	2	0	0	環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成26年11月)	3	2	2	0	0	環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成28年3月)	基準等の改定																																																																		
3	2	2	0	0	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)	3	2	2	0	0	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	基準等の改定																																																																		
3	2	2	0	0	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	3	2	2	0	0	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	基準等の改定																																																																		
3	2	2	0	0		3	2	2	0	0	国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)	適用すべき諸基準の追加																																																																		
3	2	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (平成24年11月)	3	2	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (平成25年11月)	誤字の修正																																																																		
3	2	3	2	6	ただし、x、yはJIS Z 8701(色の表示方法-XYZ表色系及び X10Y10Z10表色系)の色度座標である。	3	2	3	2	6	ただし、x、yはJIS Z 8781-3(測色-第三部:CIE三刺激値)の色度座標である。	JISの改定																																																																		
3	2	3	2	6	受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μ m以上の塗装で仕上げ塗装しなければならない。	3	2	3	2	6	受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μ m以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。	表現の適正化																																																																		
3	2	3	5	1	縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した 基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1:3(セメント:砂)とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石 ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意 して据付けなければならない。	3	2	3	5	1	縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した 基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1:3(セメント:砂)とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石 ブロック等を 契約 図面に定められた線形及び高さに合うよう十分 注意して据付けなければならない。	表現の適正化																																																																		
3	2	3	6	3	受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨(サンディング処理)しラッカーシンナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性処理液)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3	2	3	6	3	受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨(サンディング処理)しラッカーシンナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性処理液)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最 適な表面状態を保たなければならない。	誤字の修正																																																																		
3	2	3	8	6	受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力(Aは 20kN、B種及びC種は9.8kN)を与えなければならない。	3	2	3	8	6	受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力(A種は 20kN/本、B種及びC種は9.8kN/本)を与えなければならない。	防護柵の設置基準・同解説に準拠																																																																		

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由																																																																																						
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																							
3	2	3	13	4	3	2	3	13	4	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後 少なくとも5日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行 わなければならない。	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後 少なくとも3日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行 わなければならない。	コンクリート標準示方書（施工編）2012年制定に準拠																																																																																				
3	2	3	14	2	3	2	3	14	2	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質 がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同 等以上で、かつ、表2-3に示す条件を満足するものを使用する ものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密 封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはな らない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2013 プレキャストコンク リート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成25年11月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質 がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同 等以上で、かつ、表2-3に示す条件を満足するものを使用する ものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密 封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはな らない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は 「コンクリート標準示方書・（規準 編）」（土木学会、平成25年11月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならぬ。	表現の適正化																																																																																				
3	2	3	14	2	3	2	3	14	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品質項目</th> <th>単 位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外 観</td> <td>-</td> <td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離 が生じていないこと</td> <td>春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃</td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td>粘 度</td> <td>MPa・s</td> <td>1×10⁴~1×10⁶</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.8以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬化した接着剤</td> <td>比 重</td> <td>-</td> <td>1.1~1.7</td> <td rowspan="5">23±2℃</td> <td rowspan="5">23±2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table>	品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外 観	-	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離 が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	-	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ~1×10 ⁶		可使時間	時間	2以上		だれ最小厚さ	mm	0.8以上		硬化した接着剤	比 重	-	1.1~1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間	引張強さ	N/mm ²	12.5以上	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上	接着強さ	N/mm ²	6.0以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品質項目</th> <th>単 位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外 観</td> <td>-</td> <td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離 が生じていないこと</td> <td>春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃</td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td>粘 度</td> <td>MPa・s</td> <td>1×10⁴~10×10⁴</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.8以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬化した接着剤</td> <td>密 度</td> <td>g/cm³</td> <td>1.1~1.7</td> <td rowspan="5">23±2℃</td> <td rowspan="5">23±2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table>	品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外 観	-	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離 が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	-	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ~10×10 ⁴		可使時間	時間	2以上		だれ最小厚さ	mm	0.8以上		硬化した接着剤	密 度	g/cm ³	1.1~1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間	引張強さ	N/mm ²	12.5以上	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上	接着強さ	N/mm ²	6.0以上	土木学会規格（JSCE-H101-2013）に準拠
品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件																																																																																											
未硬化の接着剤	外 観	-	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離 が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	-																																																																																											
	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ~1×10 ⁶																																																																																													
	可使時間	時間	2以上																																																																																													
	だれ最小厚さ	mm	0.8以上																																																																																													
硬化した接着剤	比 重	-	1.1~1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間																																																																																											
	引張強さ	N/mm ²	12.5以上																																																																																													
	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上																																																																																													
	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上																																																																																													
	接着強さ	N/mm ²	6.0以上																																																																																													
品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件																																																																																											
未硬化の接着剤	外 観	-	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離 が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	-																																																																																											
	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ~10×10 ⁴																																																																																													
	可使時間	時間	2以上																																																																																													
	だれ最小厚さ	mm	0.8以上																																																																																													
硬化した接着剤	密 度	g/cm ³	1.1~1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間																																																																																											
	引張強さ	N/mm ²	12.5以上																																																																																													
	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上																																																																																													
	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上																																																																																													
	接着強さ	N/mm ²	6.0以上																																																																																													
3	2	3	23	3	3	2	3	23	3	ボルト長が径の5倍を越える場合：施工条件に一致した予備試験 によって目標回転数を決定する。	ボルト長が径の5倍を越える場合：施工条件に一致した予備試験 によって目標回転数を決定する。	誤字の修正																																																																																				
3	2	3	23	3	3	2	3	23	3	ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地 搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヶ月毎にその他の機器 は3ヶ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。	ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行 いその精度を確認しなければならない。 ・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行 う。 ・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行 う。 ・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1 回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検 定の必要はなく、整備点検を行えばよい。	道路橋示方書・同解説に準拠																																																																																				
3	2	3	23	7	3	2	3	23	7	回転法及び耐力点法による場合は、全般についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。	回転法及び耐力点法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。	誤字の修正																																																																																				

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由																																																																																									
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																										
3	2	3	31	9	3	2	3	31	9	鋼道路橋防食便覧に準拠																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装の種類</th> <th>気温 (℃)</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ぼく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機シンクリッチプライマー</td> <td>0以下</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>無機シンクリッチペイント</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>有機シンクリッチペイント</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>超薄膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td>5以下、20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※</td> <td>10以下、30以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (低温用) コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5以下、20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>5以下</td> <td></td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td>0以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 降雨等で表面が濡れているとき。 (2) 風が強いとき及び塵埃が多いとき。 (3) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。 (4) 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアラを生ずるおそれのあるとき。 (5) その他監督職員が不適当と認めたとき。 					塗装の種類	気温 (℃)	湿度 (RH%)	長ぼく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機シンクリッチプライマー	0以下	50以下	無機シンクリッチペイント	5以下	85以上	有機シンクリッチペイント	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超薄膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5以下、20以上	85以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下、30以上	85以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (低温用) コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下、20以上	85以上	5以下		85以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装の種類</th> <th>気温 (℃)</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ぼく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機シンクリッチプライマー</td> <td>0以下</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>無機シンクリッチペイント</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>有機シンクリッチペイント</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>超薄膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td>5以下、20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下、30以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (低温用) コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5以下、20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>5以下</td> <td></td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td>0以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> (1) 降雨等で表面が濡れているとき。 (2) 風が強いとき及び塵埃が多いとき。 (3) 塗料の乾燥前に降雨、降雪、陰霜のおそれがあるとき。 (4) 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアラを生ずるおそれのあるとき。 (5) その他監督職員が不適当と認めたとき。 					塗装の種類	気温 (℃)	湿度 (RH%)	長ぼく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機シンクリッチプライマー	0以下	50以下	無機シンクリッチペイント	5以下	85以上	有機シンクリッチペイント	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超薄膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5以下、20以上	85以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料	10以下、30以上	85以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (低温用) コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下、20以上	85以上	5以下		85以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上
塗装の種類	気温 (℃)	湿度 (RH%)																																																																																																	
長ぼく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																	
無機シンクリッチプライマー	0以下	50以下																																																																																																	
無機シンクリッチペイント	5以下	85以上																																																																																																	
有機シンクリッチペイント	5以下	85以上																																																																																																	
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10以下	85以上																																																																																																	
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																	
超薄膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上																																																																																																	
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5以下、20以上	85以上																																																																																																	
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下、30以上	85以上																																																																																																	
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (低温用) コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下、20以上	85以上																																																																																																	
5以下		85以上																																																																																																	
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																	
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																	
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																																	
塗装の種類	気温 (℃)	湿度 (RH%)																																																																																																	
長ぼく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																	
無機シンクリッチプライマー	0以下	50以下																																																																																																	
無機シンクリッチペイント	5以下	85以上																																																																																																	
有機シンクリッチペイント	5以下	85以上																																																																																																	
エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上																																																																																																	
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																	
超薄膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上																																																																																																	
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5以下、20以上	85以上																																																																																																	
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料	10以下、30以上	85以上																																																																																																	
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (低温用) コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下、20以上	85以上																																																																																																	
5以下		85以上																																																																																																	
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																	
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																	
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																																	
3	2	3	31	16	3	2	3	31	16	鋼道路橋防食便覧に準拠																																																																																									
塗膜厚測定値 (5回平均) の平均値は、目標塗膜厚 (合計値) の 90% 以上とするものとする。					塗膜厚測定値 (5回平均) の平均値は、目標塗膜厚合計値の90% 以上とするものとする。																																																																																														
3	2	3	31	16	3	2	3	31	16	鋼道路橋防食便覧に準拠																																																																																									
塗膜厚測定値 (5回平均) の最小値は、目標塗膜厚 (合計値) の 70% 以上とするものとする。					塗膜厚測定値 (5回平均) の最小値は、目標塗膜厚合計値の70% 以上とするものとする。																																																																																														
3	2	3	31	16	3	2	3	31	16	鋼道路橋防食便覧に準拠																																																																																									
塗膜厚測定値 (5回平均) の分布の標準偏差は、目標塗膜厚 (合計) の20%を越えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚 以上の場合は合格とするものとする。					塗膜厚測定値 (5回平均) の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を越えないものとする。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。																																																																																														
3	2	3	31	16	3	2	3	31	16	鋼道路橋防食便覧に準拠																																																																																									
平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに 同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準 値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。					平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに 同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理 基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。																																																																																														
3	2	3	31	16	3	2	3	31	16	表現の適正化、誤字の修正																																																																																									
受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで 現場に搬入し、使用しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表 (製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記) の確認を監督職員に受けなければならない。					受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで 現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び 数量を監督員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表 (製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記) を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。																																																																																														
3	2	3	32	1	3	2	3	32	1	表現の適正化																																																																																									
かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準 (案)」 (平成21年4月24日改定) (以下「鉄 線籠型基準」という。) によるほか、図面及び以下による。					かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準 (案)」 (平成21年4月24日改定) (以下「鉄 線籠型基準」という。) によるほか、契約図面及び以下による。																																																																																														

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由																																																																																																						
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																																							
3	2	3	32	3	3	2	3	32	3	表面保護工法設計 施工基準 (案) (土木学会) との 整合																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>要求性能</th> <th>試験方法</th> <th>確認方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">線材に要求される性能</td> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS H 0401の簡接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td></td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td>強度</td> <td>洗滌時の破断抵抗及び洗滌に連続する屈とう性を有する鉄線本体の一部として機能するために必要な強度を有すること</td> <td>引張試験 (JIS G 3547に準拠)</td> <td>-</td> <td></td> <td>引張強さ 290N/mm以上</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td>淡水中での耐用年数30年程度を確保すること</td> <td>腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠) 線材摩耗試験</td> <td>塩素イオン濃度0ppm 試験時間 1,000時間 回転数 20,000回転</td> <td></td> <td>メッキ残存量 30g/m²以上</td> </tr> <tr> <td>均質性</td> <td>性能を担保する品質の均質性を確保していること</td> <td colspan="4">鉄線線型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと</td> </tr> <tr> <td>環境適合性</td> <td>周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと</td> <td colspan="4">鉄線線型基準「1. 適用河川」に基づくこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記性能に加えて線材に要求される性能</td> <td>摩擦抵抗 (短期性能型)</td> <td>作業中の安全のために必要な滑りにくさるること</td> <td>面的摩擦試験 または 線的摩擦試験</td> <td>-</td> <td></td> <td>摩擦係数 0.80以上</td> </tr> <tr> <td>摩擦抵抗 (長期性能型)</td> <td>供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること</td> <td>線材摩耗試験の線的摩擦試験 または 面的摩擦試験の面的摩擦試験</td> <td>【線材摩耗試験の場合】 回転数2,500回転 【面的摩擦試験の場合】 回転数100回転</td> <td></td> <td>摩擦係数 0.80以上 (初期摩耗後)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】表3-2-11の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線線型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験 (表3-2-13) を行うものとする。</p> <p>【注2】メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線線型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p>					項目		要求性能	試験方法	確認方法		試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の簡接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影		母材に傷が付いていないこと	強度	洗滌時の破断抵抗及び洗滌に連続する屈とう性を有する鉄線本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)	-		引張強さ 290N/mm以上	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠) 線材摩耗試験	塩素イオン濃度0ppm 試験時間 1,000時間 回転数 20,000回転		メッキ残存量 30g/m ² 以上	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線線型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと				環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線線型基準「1. 適用河川」に基づくこと				上記性能に加えて線材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさるること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	-		摩擦係数 0.80以上	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の線的摩擦試験 または 面的摩擦試験の面的摩擦試験	【線材摩耗試験の場合】 回転数2,500回転 【面的摩擦試験の場合】 回転数100回転		摩擦係数 0.80以上 (初期摩耗後)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>要求性能</th> <th>試験方法</th> <th>確認方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">線材に要求される性能</td> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS H 0401の簡接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td></td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td>強度</td> <td>洗滌時の破断抵抗及び洗滌に連続する屈とう性を有する鉄線本体の一部として機能するために必要な強度を有すること</td> <td>引張試験 (JIS G 3547に準拠)</td> <td>-</td> <td></td> <td>引張強さ 290N/mm以上</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td>淡水中での耐用年数30年程度を確保すること</td> <td>腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠) 線材摩耗試験</td> <td>塩化イオン濃度0ppm 試験時間 1,000時間 回転数 20,000回転</td> <td></td> <td>メッキ残存量 30g/m²以上</td> </tr> <tr> <td>均質性</td> <td>性能を担保する品質の均質性を確保していること</td> <td colspan="4">鉄線線型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと</td> </tr> <tr> <td>環境適合性</td> <td>周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと</td> <td colspan="4">鉄線線型基準「1. 適用河川」に基づくこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記性能に加えて線材に要求される性能</td> <td>摩擦抵抗 (短期性能型)</td> <td>作業中の安全のために必要な滑りにくさるること</td> <td>面的摩擦試験 または 線的摩擦試験</td> <td>-</td> <td></td> <td>摩擦係数 0.80以上</td> </tr> <tr> <td>摩擦抵抗 (長期性能型)</td> <td>供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること</td> <td>線材摩耗試験の線的摩擦試験 または 面的摩擦試験の面的摩擦試験</td> <td>【線材摩耗試験の場合】 回転数2,500回転 【面的摩擦試験の場合】 回転数100回転</td> <td></td> <td>摩擦係数 0.80以上 (初期摩耗後)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】表3-2-11の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線線型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験 (表3-2-13) を行うものとする。</p> <p>【注2】メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線線型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p>					項目		要求性能	試験方法	確認方法	試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の簡接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影		母材に傷が付いていないこと	強度	洗滌時の破断抵抗及び洗滌に連続する屈とう性を有する鉄線本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)	-		引張強さ 290N/mm以上	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠) 線材摩耗試験	塩化イオン濃度0ppm 試験時間 1,000時間 回転数 20,000回転		メッキ残存量 30g/m ² 以上	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線線型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと				環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線線型基準「1. 適用河川」に基づくこと				上記性能に加えて線材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさるること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	-		摩擦係数 0.80以上	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の線的摩擦試験 または 面的摩擦試験の面的摩擦試験	【線材摩耗試験の場合】 回転数2,500回転 【面的摩擦試験の場合】 回転数100回転		摩擦係数 0.80以上 (初期摩耗後)
項目		要求性能	試験方法	確認方法	試験条件	基準値																																																																																																										
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の簡接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影		母材に傷が付いていないこと																																																																																																										
	強度	洗滌時の破断抵抗及び洗滌に連続する屈とう性を有する鉄線本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)	-		引張強さ 290N/mm以上																																																																																																										
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠) 線材摩耗試験	塩素イオン濃度0ppm 試験時間 1,000時間 回転数 20,000回転		メッキ残存量 30g/m ² 以上																																																																																																										
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線線型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと																																																																																																													
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線線型基準「1. 適用河川」に基づくこと																																																																																																													
上記性能に加えて線材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさるること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	-		摩擦係数 0.80以上																																																																																																										
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の線的摩擦試験 または 面的摩擦試験の面的摩擦試験	【線材摩耗試験の場合】 回転数2,500回転 【面的摩擦試験の場合】 回転数100回転		摩擦係数 0.80以上 (初期摩耗後)																																																																																																										
項目		要求性能	試験方法	確認方法	試験条件	基準値																																																																																																										
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の簡接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影		母材に傷が付いていないこと																																																																																																										
	強度	洗滌時の破断抵抗及び洗滌に連続する屈とう性を有する鉄線本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)	-		引張強さ 290N/mm以上																																																																																																										
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠) 線材摩耗試験	塩化イオン濃度0ppm 試験時間 1,000時間 回転数 20,000回転		メッキ残存量 30g/m ² 以上																																																																																																										
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線線型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと																																																																																																													
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線線型基準「1. 適用河川」に基づくこと																																																																																																													
上記性能に加えて線材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさるること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	-		摩擦係数 0.80以上																																																																																																										
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の線的摩擦試験 または 面的摩擦試験の面的摩擦試験	【線材摩耗試験の場合】 回転数2,500回転 【面的摩擦試験の場合】 回転数100回転		摩擦係数 0.80以上 (初期摩耗後)																																																																																																										
3	2	4	4	3	3	2	4	4	3	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することによって不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。																																																																																																					
3	2	4	4	11	3	2	4	4	11	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。																																																																																																					

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		
3	2	4	4	14	3	2	4	4	14	JISに準拠	
				受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。						受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	
3	2	4	4	21	3	2	4	4	21	杭基礎施工便覧に準拠	
				受注者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。					受注者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。		
3	2	4	5	1	3	2	4	5	1	杭基礎施工便覧に準拠	
				受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。					受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。		
3	2	4	5	10	3	2	4	5	10	杭基礎施工便覧に準拠	
				受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。					受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。		
3	2	4	5	13	3	2	4	5	13	杭基礎施工便覧に準拠	
				受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。					受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。		

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由																																				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																					
3	2	4	5	15	3	2	4	5	15	杭基礎施工便覧に準拠																																				
受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシング チューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端 をコンクリート打設面より2m以上コンクリート内に挿入しておか なければならない。					受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシング チューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端 をコンクリートの上面から2m以上コンクリート内に挿入しておか なければならない。																																									
3	2	4	5	18	3	2	4	5	18	誤字の修正表現の適正化																																				
受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを 降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせない ようにしなければならない。					受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを 降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせ ては ならない。																																									
3	2	6	3	9	3	2	6	3	9	舗装再生便覧に準拠																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒 度 調 整 砕 石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再 生 粒 度 調 整 砕 石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下 安定性損失率20%以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上 [90以上]</td> </tr> </tbody> </table>					種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上	再 生 粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下 安定性損失率20%以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒 度 調 整 砕 石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再 生 粒 度 調 整 砕 石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上 [90以上]</td> </tr> </tbody> </table>					種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上	再 生 粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]	
種 別	試験項目	試験方法	規格値																																											
粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																											
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上																																											
再 生 粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下 安定性損失率20%以下																																											
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]																																											
種 別	試験項目	試験方法	規格値																																											
粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																											
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上																																											
再 生 粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																											
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]																																											
3	2	6	18	12	3	2	6	18	12	道路土工一擁壁工指針に準拠																																				
受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。					受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。																																									
3	2	6	19	11	3	2	6	19	11	道路土工一擁壁工指針に準拠																																				
受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に設計図書に関して監督員 と協議しなければならない。					受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひび割れ部の補修を行う場合には、注入できるひび割れはすべて注入し、注入不能のひび割れは、施工前に設計図書に関して監督員 と協議しなければならない。																																									
3	2	10	5	29	3	2	10	5	29	トンネル標準示方書（開削工法編）に準拠																																				
受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。					受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。側壁 や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを施すものとする。																																									
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1	鋼橋製作の実態（原寸図が作成されていないケースが大部分）を反映																																				
受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。					受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いず図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。																																									
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1	鋼橋製作の実態（原寸図が作成されていないケースが大部分）を反映																																				
受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。					受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。																																									

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由																																										
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																											
3	2	12	3	1	受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。	3	2	12	3	1	受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。 なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。	鋼道路橋施工便覧に準拠																																								
3	2	12	3	1	板厚方向の材片の偏心：t≤50薄い方の板厚の10%以下	3	2	12	3	1	板厚方向の材片の偏心：t≤50mm 薄い方の板厚の10%以下	表現の適正化																																								
3	2	12	3	1	50<t5mm以下	3	2	12	3	1	50mm<t 5mm以下	表現の適正化																																								
3	2	12	3	1	裏当金を用いる場合の密着度：0.5mm以下	3	2	12	3	1	裏当て金を用いる場合の密着度：0.5mm以下	道路橋示方書・同解説に準拠																																								
3	2	12	3	1	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-2-51により予熱することを標準とする。	3	2	12	3	1	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-2-51により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-52とする。	道路橋示方書・同解説に準拠 道路橋示方書・同解説に準拠																																								
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼材の板厚 (mm)</th> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> </tr> <tr> <td>25を越え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td>50を越え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> </tr> </tbody> </table>					鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	25を越え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50を越え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																			
鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W																																															
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																															
25を越え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																															
50を越え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																															
3	2	12	3	1		3	2	12	3	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th rowspan="2">1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数</th> <th colspan="2">放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影枚数</th> <th>検査長さ</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引 張 部 材</td> <td>1</td> <td>1 枚 (端部を含む)</td> <td rowspan="6">継手全長を原則とする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧 縮 部 材</td> <td>5</td> <td>1 枚 (端部を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲 げ 部 材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1</td> <td>1 枚 (端部を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> <td>1 枚 (端部を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部 材 板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1 枚 (引張側)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1 枚 (端部を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼 床 版</td> <td>1</td> <td>1 枚 (端部を含む)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の30cmに対して、超音波探傷試験では1継手の全長としている。</p>	部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数	放射線透過試験		超音波探傷試験	撮影枚数	検査長さ	検査長さ	引 張 部 材	1	1 枚 (端部を含む)	継手全長を原則とする		圧 縮 部 材	5	1 枚 (端部を含む)		曲 げ 部 材	引張フランジ	1	1 枚 (端部を含む)		圧縮フランジ	5	1 枚 (端部を含む)		部 材 板	応力に直角な方向の継手	1	1 枚 (引張側)		応力に平行な方向の継手	1	1 枚 (端部を含む)		鋼 床 版	1	1 枚 (端部を含む)			鋼道路橋施工便覧に準拠
部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数	放射線透過試験		超音波探傷試験																																																
		撮影枚数	検査長さ	検査長さ																																																
引 張 部 材	1	1 枚 (端部を含む)	継手全長を原則とする																																																	
圧 縮 部 材	5	1 枚 (端部を含む)																																																		
曲 げ 部 材	引張フランジ	1		1 枚 (端部を含む)																																																
	圧縮フランジ	5		1 枚 (端部を含む)																																																
部 材 板	応力に直角な方向の継手	1		1 枚 (引張側)																																																
	応力に平行な方向の継手	1		1 枚 (端部を含む)																																																
鋼 床 版	1	1 枚 (端部を含む)																																																		
3	2	12	3	1	受注者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。	3	2	12	3	1	受注者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、 角継手 に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。	道路橋示方書・同解説に準拠																																								
3	2	12	3	1	外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJISZ2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	3	2	12	3	1	外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。	鋼道路橋施工便覧に準拠																																								
3	2	12	3	1	内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に基づく次の1)~3)に示す資格を有していなければならない。	3	2	12	3	1	内部きずの検査について、放射線透過試験 または 超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に基づく次の1)~3)に示す資格を有していなければならない。	誤字の修正																																								

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由																																																																																																																								
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																																																									
3	2	12	3	1		3	2	12	3	1	鋼道路橋施工便覧に準拠																																																																																																																							
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 アークストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい</td> </tr> <tr> <td>2 組立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をエアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>3 溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 溶接ビード表面のビット</td> <td>エアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>5 オーバーラップ</td> <td>グラインダーで削りを整形する。</td> </tr> <tr> <td>6 溶接ビード表面の凸凹</td> <td>グラインダー仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>7 アンダーカット</td> <td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。</td> </tr> </tbody> </table>	欠陥の種類	補修方法	1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい	2 組立溶接の欠陥	欠陥部をエアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。		3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4 溶接ビード表面のビット	エアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。							<table border="1"> <thead> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 アークストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい</td> </tr> <tr> <td>2 組立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をエアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>3 溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 溶接ビード表面のビット</td> <td>エアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>5 オーバーラップ</td> <td>グラインダーで削りを整形する。</td> </tr> <tr> <td>6 溶接ビード表面の凸凹</td> <td>グラインダー仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>7 アンダーカット</td> <td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。</td> </tr> </tbody> </table>	欠陥の種類	補修方法	1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい	2 組立溶接の欠陥	欠陥部をエアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4 溶接ビード表面のビット	エアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。																																																																																						
欠陥の種類	補修方法																																																																																																																																	
1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい																																																																																																																																	
2 組立溶接の欠陥	欠陥部をエアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																																																																																																	
3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																																																																																																	
4 溶接ビード表面のビット	エアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																																																																																																	
5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。																																																																																																																																	
6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																																																																																																	
7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。																																																																																																																																	
欠陥の種類	補修方法																																																																																																																																	
1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい																																																																																																																																	
2 組立溶接の欠陥	欠陥部をエアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																																																																																																	
3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																																																																																																	
4 溶接ビード表面のビット	エアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																																																																																																	
5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。																																																																																																																																	
6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																																																																																																	
7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。																																																																																																																																	
3	2	12	3	1	ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て実施できる。	3	2	12	3	1	ただし、 シミュレーション仮組立 などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て実施できる。	シミュレーション仮組立検査の採用実績が多い実態を反映																																																																																																																						
3	2	12	3	2	受注者は摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは1.0mm以下としなければならない。	3	2	12	3	2	削除	道路橋示方書・同解説に準拠																																																																																																																						
3	2	12	4	1	受注者は、垂鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみ取りを行わなければならない。	3	2	12	4	1	受注者は、垂鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみ取りを行わなければならない。	道路橋示方書・同解説に準拠																																																																																																																						
3	2	17	2	1	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正法律第8号）に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法（平成26年6月改正法律第69号）に基づくものでなければならない。	法令等の改正																																																																																																																						
3	2	18	2	1	受注者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンパーを測定し、その記録を整備及び保管し、監督員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	18	2	1	受注者は、床版コンクリート打設前 においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高 を測定し、その記録を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	出来形管理基準の測定項目と整合																																																																																																																						
6	1	7	2	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.25以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td></td> <td>80±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>11.8以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>290以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">※耐薬品性</td> <td rowspan="2">70加</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>伸び変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柔軟性</td> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 公的試験機関のみの試験項目</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.25以下	JIS K 6773	硬 さ			80±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773	伸 び		%	290以上	JIS K 6773	※耐薬品性	70加	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	食塩水	伸び変化率	%	±15	JIS K 6773	質量変化率	%	±3	JIS K 6773	柔軟性	食塩水	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び変化率	%	±7	JIS K 6773	引張強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	6	1	7	2	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.25以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td></td> <td>80±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>11.8以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>290以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">※耐薬品性</td> <td rowspan="2">70加</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>伸び変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柔軟性</td> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252-1 JIS K 6252-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 公的試験機関のみの試験項目</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.25以下	JIS K 6773	硬 さ			80±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773	伸 び		%	290以上	JIS K 6773	※耐薬品性	70加	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	食塩水	伸び変化率	%	±15	JIS K 6773	質量変化率	%	±3	JIS K 6773	柔軟性	食塩水	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び変化率	%	±7	JIS K 6773	引張強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	JISの改定
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																														
比 重			1.25以下	JIS K 6773																																																																																																																														
硬 さ			80±5	JIS K 6773																																																																																																																														
引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773																																																																																																																														
伸 び		%	290以上	JIS K 6773																																																																																																																														
※耐薬品性	70加	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																													
		引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																													
	食塩水	伸び変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																													
		質量変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																													
柔軟性	食塩水	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																													
		伸び変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																													
引張強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252																																																																																																																														
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																														
比 重			1.25以下	JIS K 6773																																																																																																																														
硬 さ			80±5	JIS K 6773																																																																																																																														
引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773																																																																																																																														
伸 び		%	290以上	JIS K 6773																																																																																																																														
※耐薬品性	70加	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																													
		引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																													
	食塩水	伸び変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																													
		質量変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																													
柔軟性	食塩水	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																													
		伸び変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																													
引張強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2																																																																																																																														

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由																																																																																																																																									
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																																																																										
6	1	7	2	1	6	1	7	2	1	JISの改定																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.0以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td></td> <td>93±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>15.6以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>400以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>※老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">※耐薬品性</td> <td rowspan="2">70加</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td></td> <td>伸び変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td></td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td></td> <td>引張強さ</td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p>					試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.0以下	JIS K 6773	硬 さ			93±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773	伸 び		%	400以上	JIS K 6773	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	※耐薬品性	70加	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び変化率	%	±15	JIS K 6773	食塩水	質量変化率	%	±3	JIS K 6773	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773		伸び変化率	%	±7	JIS K 6773		質量変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773		引張強さ	N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.0以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td></td> <td>93±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>15.6以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>400以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>※老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">※耐薬品性</td> <td rowspan="2">70加</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td></td> <td>伸び変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td></td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td></td> <td>引張強さ</td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252-1 JIS K 6252-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p>					試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.0以下	JIS K 6773	硬 さ			93±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773	伸 び		%	400以上	JIS K 6773	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	※耐薬品性	70加	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び変化率	%	±15	JIS K 6773	食塩水	質量変化率	%	±3	JIS K 6773	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773		伸び変化率	%	±7	JIS K 6773		質量変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773		引張強さ	N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																															
比 重			1.0以下	JIS K 6773																																																																																																																																															
硬 さ			93±5	JIS K 6773																																																																																																																																															
引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773																																																																																																																																															
伸 び		%	400以上	JIS K 6773																																																																																																																																															
※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																															
※耐薬品性	70加	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																														
		伸び変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																														
	食塩水	質量変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																														
		引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																														
	伸び変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																															
	質量変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																															
柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773																																																																																																																																															
	引張強さ	N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252																																																																																																																																															
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																															
比 重			1.0以下	JIS K 6773																																																																																																																																															
硬 さ			93±5	JIS K 6773																																																																																																																																															
引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773																																																																																																																																															
伸 び		%	400以上	JIS K 6773																																																																																																																																															
※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																															
※耐薬品性	70加	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																														
		伸び変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																														
	食塩水	質量変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																														
		引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																														
	伸び変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																															
	質量変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																															
柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773																																																																																																																																															
	引張強さ	N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2																																																																																																																																															
6	4	2	0	0	6	4	2	0	0	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説 編・マニュアル編) (平成26年9月)	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説 編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月)	基準等の改定																																																																																																																																							
6	5	2	0	5	6	5	2	0	5	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説 編・マニュアル編) (平成26年9月)	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説 編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月)	基準等の改定																																																																																																																																							
6	5	2	0	5	6	5	2	0	5	記載なし	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	基準等の改定																																																																																																																																							
6	5	6	1	2	6	5	6	1	2	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月) 第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準 (案) (平成28年3月) 第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準等の改定適用すべき書基準の追加																																																																																																																																							
6	5	7	1	2	6	5	7	1	2	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月) 第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準 (案) (平成28年3月) 第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準等の改定適用すべき書基準の追加																																																																																																																																							
6	5	8	1	2	6	5	8	1	2	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月) 第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準 (案) (平成28年3月) 第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準等の改定適用すべき書基準の追加																																																																																																																																							
6	6	2	0	0	6	6	2	0	0	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説 編・マニュアル編) (平成26年9月)	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説 編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月)	基準等の改定																																																																																																																																							
6	6	2	0	0	6	6	2	0	0	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (平成13年)	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (平成27年2月)	基準等の改定																																																																																																																																							
6	6	2	0	0	6	6	2	0	0	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針 (案) 同解説 (平成13年)		技術基準の統合による廃止																																																																																																																																							
6	9	2	0	1	6	9	2	0	1	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説 編・マニュアル編) (平成26年9月)	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説 編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月)	基準等の改定																																																																																																																																							
6	9	2	0	1	6	9	2	0	1	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (平成13年)	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (平成27年2月)	基準等の改定																																																																																																																																							

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	新条文	改定理由	
7	1	2	0	0	7	1	2	0	0	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年3月)	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成26年12月)	基準等の改定
7	2	2	0	0	7	2	2	0	0	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年3月)	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年2月)	基準等の改定
7	3	2	0	0	7	3	2	0	0	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年3月)	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成26年12月)	基準等の改定
8	1	2	0	0	8	1	2	0	0	記載なし	砂防・地すべり技術センター砂防ソイルセメント施工便覧 (平成28年版)	適用すべき諸基準の追加
8	1	6	1	2	8	1	6	1	2	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工のり面工・斜面 安定工指針 3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり砕工の設計・施工指針第8章吹付砕工、第9章プレキャスト 砕工、第10章現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」(全国 特定法面保護協会、平成25年10月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章 施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計 図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安 定工指針 3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり砕工の設計・施工指針第8章吹付砕工、第9章プレキャスト 砕工、第10章現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」(全国特 定法面保護協会、平成25年10月)、「グラウンドアンカー設計・ 施工基準、同解説第7章 施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規 定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書 に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤字の修正
8	1	8	4	15						15. 残存型砕工法を採用する際の品質検査については、コンクリートハンマーにより構造物の強度を判定するものとし、硬度測定箇所は本体工天端部とする。なお、使用する場合は巻末の特記仕様書の規定によるものとする。 16. 受注者は、コンクリート打ち込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートが回り込むように締固めなければならない。	15. 残存型砕工のうち、「外壁兼用型」を除く型枠製品自体を躯体として扱う工法は以下のとおり適用する。 (1) 残存型砕工 残存型砕工は、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型砕工のことをいう。 (2) 材料 1) 残存型枠とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。 2) 残存化粧型枠とは、残存型枠のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。 3) 受注者は、残存型砕工に用いる型枠について、下表に従い品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。 表略 (3) 施工 1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。特に、砂防堰堤において、コンクリートの温度変化に伴い型枠表面に発生するひび割れが懸念されることから、下流側型枠目地と水平打継目を可能な限り同じ高さとする打設計画を立案すること。 2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。 3) 受注者はコンクリート打ち込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。 4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。	特記仕様書の反映

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
										(4) 施工管理 1) 本土工出来形については、設計図書に明記された寸法で管理する。 2) コンクリートの品質検査は、コンクリートテストハンマーにより構造物の強度を測定する。硬度測定箇所は本土工天端部又は側面部とし、「レディーミクスト取扱基準」により強度を判定する。 3) コンクリートの充填確認については、残存型枠の貫通穴より目視にて判定又はコンクリート打設時における監督員の立会を1リフトにつき1回行うこととする。		
8	1	11	7							1-11-7 堆砂量計測版 堆砂量計測版については、巻末の特記仕様書(案)の規定によるものとする。	1-11-7 堆砂量計測版 1. 除石管理型の砂防えん堤において、堆砂状況を確認するために堆砂量計測版を設置する。 2. 除石管理型砂防えん堤は、えん堤堆砂域に管理基準面を設定し、土石流等により管理基準面以上に土砂が堆砂した場合は、速やかに除石することで機能を確保するえん堤をいう。 3. 堆砂量計測版は、管理基準面と除石下限高を明示する表示部と高さを確認する計測部から構成され、材料は下表のとおりとする。 表略 4. 堆砂量計測版のデザインは、遠方からでも確認できるように図1及び図2とする。 5. 堆砂量計測版を設置した場合は、様式1を作成し、砂防設備台帳へ添付・保管する。	特記仕様書の反映
8	3	5	1		8	3	5	1		1. 本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。 2. 残存型枠工のうち、「外壁兼用型」を除く型枠製品自体を躯体として扱う工法の施工については、第8編1-8-4コンクリートえん堤本土工の15の規定による。	特記仕様書の反映	
9	1	7	2	4	9	1	7	2	4	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督員の確認を得た後でなければならない。	誤字の修正	
10	1	2	0	0	10	1	2	0	0	記載なし	国土交通省道路土工構造物技術基準(平成27年3月)	適用すべき諸基準の追加
10	1	9	1	4	10	1	9	1	4	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。	出典と発行年月の追加
10	1	9	8	1	10	1	9	8	1	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材料相互が密着するよう施工しなければならない。	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材料相互が密着するよう施工しなければならない。	トンネル標準示方書(開削工法編)に準拠
10	1	10	6	2	10	1	10	6	2	受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の孔が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	表現の適正化
10	2	2	0	0	10	2	2	0	0	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(昭和63年12月)	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(平成28年3月)	基準等の改定

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
10	2	11	1	3	10	2	11	1	3	受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説2-3施工」(日本道路協会、平成28年3月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び本編10-2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	道路緑化技術基準に準拠
10	2	11	3	10	10	2	11	3	10	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束するものとする。	道路緑化技術基準に準拠
10	3	8	10	2	10	3	8	10	2	削除	道路橋示方書・同解説に準拠
10	6	2	0	0	10	6	2	0	0	土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成18年7月)	基準等の改定
10	6	2	0	0	10	6	2	0	0	土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成18年7月)	基準等の改定
10	6	2	0	0	10	6	2	0	0	土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月)	基準等の改定
10	6	4	1	2	10	6	4	1	2	受注者は、施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に連絡しなければならない。	トンネル標準示方書(山岳工法編)に準拠
10	6	4	4	3	10	6	4	4	3	受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようにナットで緊結しなければならない。	トンネル標準示方書(山岳工法編)に準拠
10	6	5	3	3	10	6	5	3	3	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。	トンネル標準示方書(山岳工法編)に準拠
10	6	5	3	5	10	6	5	3	5	受注者は、つま型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。	トンネル標準示方書(山岳工法編)に準拠
10	9	5	6	1	10	9	5	6	1	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	トンネル標準示方書(開削工法編)に準拠
10	10	6	3	1	10	10	6	3	1	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	トンネル標準示方書(開削工法編)に準拠
10	11	2	0	0	10	11	2	0	0	土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月)	基準等の改定
10	11	6	5	1	10	11	6	5	1	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	トンネル標準示方書(開削工法編)に準拠
10	14	2	0	0	10	14	2	0	0	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (平成5年11月)	基準等の改定
10	14	2	0	0	10	14	2	0	0	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和63年12月)	基準等の改定

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
10	14	17	3	1	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	10	14	17	3	1	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いする。	表現の適正化 (記載順序の変更)
10	14	17	3	1	表10-14-2素地調整程度と作業内容	10	14	17	3	2	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	表現の適正化 (記載順序の変更)
10	14	17	3	2	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いする。	10	14	17	3	2	表14-3素地調整程度と作業内容	表現の適正化 (記載順序の変更)
10	14	18	3	2	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	10	14	18	3	2	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。ただし、覆工コンクリートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発生するおそれのある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	道路トンネル維持 管理便覧(本工 編)に準拠
10	16	3	6	3	型鋼の加工は、工場で行うものとする。	10	16	3	6	3	形鋼の加工は、工場で行うものとする。	道路橋示方書・同 解説に準拠
13	1	3	8	7	記載なし	13	1	3	8	7	7. 薬液注入工法 (1)受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。 (2)受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。 1) 工法関係 ①注入圧 ②注入速度 ③注入順序 ④ステップ長 2) 材料関係 ①材料(購入・流通経路等を含む) ②ゲルタイム ③配合 (3)受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月10日建設省官技発第160号)の規定による。 (4)受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。	項目の追加
13	1	3	16	1	記載なし	13	1	3	16	1	(3)受注者は、国土交通省告示第468号「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」に基づき施工しなければならない。	項目の追加
13	1	3	17	1	ボンド及び立上り鉄筋は、白ペイントで塗装し、他の鉄筋と識別できるようにしなければならない。	13	1	3	17	1	ボンド及び立ち上がり鉄筋は、白ペイントで塗装し、他の鉄筋と識別できるようにしなければならない。	表現の適正化

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由																																																																																																							
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																																								
13	1	3	19	3	13	1	3	19	3	内容の見直し																																																																																																							
13	1	3	19	3	13	1	3	19	3	内容の見直し																																																																																																							
13	1	17	2	1	13	1	17	2	1	表現の適正化																																																																																																							
13	1	23	2	2	13	1	23	2	2	表現の適正化																																																																																																							
【工事】特記仕様書一覧表					工事特記仕様書一覧表					本編への反映等により特記仕様書の削除 該当特記仕様書を削除																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">特記仕様書名称等</th> <th colspan="2">適用条件等</th> <th colspan="2">通知文等</th> <th rowspan="2">掲載ページ</th> </tr> <tr> <th>条件1(内容等)</th> <th>条件2(設計金額等)</th> <th>通知日</th> <th>文書番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 「工事監理連絡会」特記仕様書</td> <td>構造計算を伴う重要構造物の工事</td> <td></td> <td>H16.3.29</td> <td>機技第361-2号</td> <td>732</td> </tr> <tr> <td>2 完成橋梁マイクロフィニッシュの作成に関する特記仕様書</td> <td>橋長2.0m以上の道路橋(側道及びBOXカルバートを含む)の工事</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>733</td> </tr> <tr> <td>3 急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書</td> <td>対象工事</td> <td></td> <td>H10.5.19</td> <td>砂第49号</td> <td>734</td> </tr> <tr> <td>4 再生石灰安定処理上層路盤材特記仕様書</td> <td>再生石灰安定処理上層路盤材を使用する工事</td> <td></td> <td>H22.3.23</td> <td>機工第108号 道保第359号</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>5 再生石灰安定処理下層路盤材特記仕様書</td> <td>再生石灰安定処理下層路盤材を使用する工事</td> <td></td> <td>H22.3.23</td> <td>機工第107号 道保第349号</td> <td>738</td> </tr> <tr> <td>6 再生砂(RC-10)特記仕様書</td> <td>再生砂(RC-10)を使用する工事</td> <td></td> <td>H22.1.29</td> <td>機技第262号 機工第66号 道保第285号</td> <td>741</td> </tr> <tr> <td>7 残存型枠工法(構造物一体型)特記仕様書</td> <td>砂防工事及び急傾斜地崩壊対策工事等で採用する残存型枠工のうち、型枠製品自体を躯体として扱う工法に適用</td> <td></td> <td>H26.3.31</td> <td>河砂第358号</td> <td>743</td> </tr> <tr> <td>8 砂防ソイルセメント(ISM、INSEM)工法特記仕様書</td> <td>砂防ソイルセメント工法</td> <td></td> <td>H26.9.10</td> <td>河砂第102号</td> <td>745</td> </tr> <tr> <td>9 漁港漁場工事等施工環境監視者配置に関する特記仕様書</td> <td>漁港における海上工事</td> <td></td> <td>H21.1.19</td> <td>港漁第206号</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>10 限石管理型砂防えん堤における堆砂量計測板特記仕様書</td> <td>対象工事</td> <td></td> <td>H27.7.23</td> <td>河砂第60号</td> <td>751</td> </tr> </tbody> </table>					特記仕様書名称等	適用条件等		通知文等			掲載ページ	条件1(内容等)	条件2(設計金額等)	通知日	文書番号	1 「工事監理連絡会」特記仕様書	構造計算を伴う重要構造物の工事		H16.3.29	機技第361-2号	732	2 完成橋梁マイクロフィニッシュの作成に関する特記仕様書	橋長2.0m以上の道路橋(側道及びBOXカルバートを含む)の工事		—	—	733	3 急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書	対象工事		H10.5.19	砂第49号	734	4 再生石灰安定処理上層路盤材特記仕様書	再生石灰安定処理上層路盤材を使用する工事		H22.3.23	機工第108号 道保第359号	735	5 再生石灰安定処理下層路盤材特記仕様書	再生石灰安定処理下層路盤材を使用する工事		H22.3.23	機工第107号 道保第349号	738	6 再生砂(RC-10)特記仕様書	再生砂(RC-10)を使用する工事		H22.1.29	機技第262号 機工第66号 道保第285号	741	7 残存型枠工法(構造物一体型)特記仕様書	砂防工事及び急傾斜地崩壊対策工事等で採用する残存型枠工のうち、型枠製品自体を躯体として扱う工法に適用		H26.3.31	河砂第358号	743	8 砂防ソイルセメント(ISM、INSEM)工法特記仕様書	砂防ソイルセメント工法		H26.9.10	河砂第102号	745	9 漁港漁場工事等施工環境監視者配置に関する特記仕様書	漁港における海上工事		H21.1.19	港漁第206号	750	10 限石管理型砂防えん堤における堆砂量計測板特記仕様書	対象工事		H27.7.23	河砂第60号	751	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">特記仕様書名称等</th> <th colspan="2">適用条件等</th> <th colspan="2">通知文等</th> <th rowspan="2">掲載ページ</th> </tr> <tr> <th>条件1(内容等)</th> <th>条件2(設計金額等)</th> <th>通知日</th> <th>文書番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書</td> <td>対象工事</td> <td></td> <td>H10.5.19</td> <td>砂第49号</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2 砂防ソイルセメント(ISM)工法特記仕様書</td> <td>砂防ソイルセメント工法</td> <td></td> <td>H20.5.31</td> <td>河砂第53号</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>3 砂防ソイルセメント(INSEM)工法特記仕様書</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>4 漁港漁場工事等施工環境監視者配置に関する特記仕様書</td> <td>漁港における海上工事</td> <td></td> <td>H21.1.19</td> <td>港漁第206号</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>					特記仕様書名称等	適用条件等		通知文等		掲載ページ	条件1(内容等)	条件2(設計金額等)	通知日	文書番号	1 急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書	対象工事		H10.5.19	砂第49号	2	2 砂防ソイルセメント(ISM)工法特記仕様書	砂防ソイルセメント工法		H20.5.31	河砂第53号	3	3 砂防ソイルセメント(INSEM)工法特記仕様書					4	4 漁港漁場工事等施工環境監視者配置に関する特記仕様書	漁港における海上工事		H21.1.19	港漁第206号
特記仕様書名称等	適用条件等		通知文等			掲載ページ																																																																																																											
	条件1(内容等)	条件2(設計金額等)	通知日	文書番号																																																																																																													
1 「工事監理連絡会」特記仕様書	構造計算を伴う重要構造物の工事		H16.3.29	機技第361-2号	732																																																																																																												
2 完成橋梁マイクロフィニッシュの作成に関する特記仕様書	橋長2.0m以上の道路橋(側道及びBOXカルバートを含む)の工事		—	—	733																																																																																																												
3 急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書	対象工事		H10.5.19	砂第49号	734																																																																																																												
4 再生石灰安定処理上層路盤材特記仕様書	再生石灰安定処理上層路盤材を使用する工事		H22.3.23	機工第108号 道保第359号	735																																																																																																												
5 再生石灰安定処理下層路盤材特記仕様書	再生石灰安定処理下層路盤材を使用する工事		H22.3.23	機工第107号 道保第349号	738																																																																																																												
6 再生砂(RC-10)特記仕様書	再生砂(RC-10)を使用する工事		H22.1.29	機技第262号 機工第66号 道保第285号	741																																																																																																												
7 残存型枠工法(構造物一体型)特記仕様書	砂防工事及び急傾斜地崩壊対策工事等で採用する残存型枠工のうち、型枠製品自体を躯体として扱う工法に適用		H26.3.31	河砂第358号	743																																																																																																												
8 砂防ソイルセメント(ISM、INSEM)工法特記仕様書	砂防ソイルセメント工法		H26.9.10	河砂第102号	745																																																																																																												
9 漁港漁場工事等施工環境監視者配置に関する特記仕様書	漁港における海上工事		H21.1.19	港漁第206号	750																																																																																																												
10 限石管理型砂防えん堤における堆砂量計測板特記仕様書	対象工事		H27.7.23	河砂第60号	751																																																																																																												
特記仕様書名称等	適用条件等		通知文等		掲載ページ																																																																																																												
	条件1(内容等)	条件2(設計金額等)	通知日	文書番号																																																																																																													
1 急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書	対象工事		H10.5.19	砂第49号	2																																																																																																												
2 砂防ソイルセメント(ISM)工法特記仕様書	砂防ソイルセメント工法		H20.5.31	河砂第53号	3																																																																																																												
3 砂防ソイルセメント(INSEM)工法特記仕様書					4																																																																																																												
4 漁港漁場工事等施工環境監視者配置に関する特記仕様書	漁港における海上工事		H21.1.19	港漁第206号	10																																																																																																												
巻末																																																																																																																	

平成29年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年3月版)					新条文					改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																								
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																																																																																																																																																																																																									
現行条文					新条文																																																																																																																																																																																																																																																																													
<p>共通仕様書「共通編」に基づく 主な提出書類一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>提出書類名</th> <th>土木工事共通仕様書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>(請負代金内訳書)</td><td>第3編1-1-2請負代金内訳書</td></tr> <tr><td>2</td><td>工程表</td><td>第3編1-1-3工程表及び工事工程月報</td></tr> <tr><td>3</td><td>工事工程月報</td><td>(建設工事請負契約約款第10条)</td></tr> <tr><td>4</td><td>主任技術者等通知書</td><td>(" " 第1条)</td></tr> <tr><td>5</td><td>指示・承諾・協議・提出・報告書</td><td>第1編1-1-4施工計画書</td></tr> <tr><td>6</td><td>施工計画書</td><td>第1編1-1-9工事の下請負</td></tr> <tr><td>7</td><td>下請負人通知書</td><td>第1編1-1-10施工体制台帳</td></tr> <tr><td>8</td><td>施工体制台帳</td><td>第1編1-1-12調査・試験に関する協力</td></tr> <tr><td>9</td><td>再下請負通知書</td><td>第1編1-1-15工期変更</td></tr> <tr><td>10</td><td>施工体系図</td><td>第1編1-1-16支給材料及び貸与品</td></tr> <tr><td>11</td><td>補助技術者通知書</td><td>第1編1-1-17工事現場発生品</td></tr> <tr><td>12</td><td>工期延長請求書</td><td>第1編1-1-18建設副産物</td></tr> <tr><td>13</td><td>変更工程表</td><td>第3編1-1-9品質証明</td></tr> <tr><td>14</td><td>支給材料受領書</td><td>第2編第1章第2節工事材料の品質</td></tr> <tr><td>15</td><td>支給材料受払簿</td><td>(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)</td></tr> <tr><td>16</td><td>支給材料精算書</td><td>第2編第1章第2節工事材料の品質</td></tr> <tr><td>17</td><td>貸与品借用書</td><td>第2編第1章第2節工事材料の品質</td></tr> <tr><td>18</td><td>貸与品返納書</td><td>第3編1-1-6監督員による検査(確認を含む)及び立会等</td></tr> <tr><td>19</td><td>現場発生品届</td><td>第3編1-1-8数量の算出及び完成図</td></tr> <tr><td>20</td><td>再生資源利用計画書</td><td>第1編1-1-20工事完成検査</td></tr> <tr><td>21</td><td>再生資源利用促進計画書</td><td>第1編1-1-20工事完成検査</td></tr> <tr><td>22</td><td>搬入・搬出調書</td><td>第1編1-1-21出来形検査</td></tr> <tr><td>23</td><td>品質証明書</td><td>第1編1-1-21出来形検査</td></tr> <tr><td>24</td><td>(レディームイクストコンクリート取扱基準)</td><td>(「土木工事施工管理基準」による)</td></tr> <tr><td>25</td><td>(セメントコンクリート製品取扱基準)</td><td>安全・訓練等の実施報告書</td></tr> <tr><td>26</td><td>(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)</td><td>安全・訓練等の実施報告書</td></tr> <tr><td>27</td><td>(盛土材料取扱基準)</td><td>第1編1-1-26工事中の安全確保</td></tr> <tr><td>28</td><td>使用材料品質証明書</td><td>第1編1-1-29事故報告書</td></tr> <tr><td>29</td><td>材料検査簿</td><td>第1編1-1-36施工時期及び施工時間の変更</td></tr> <tr><td>30</td><td>段階確認・立会願</td><td>第1編1-1-38不可抗力による損害</td></tr> <tr><td>31</td><td>(「土木工事数量算出要領」による)</td><td>第1編1-1-40保険の付保及び事故の補償</td></tr> <tr><td>32</td><td>完成届出書</td><td>第1編1-1-47果産木材の仕様</td></tr> <tr><td>33</td><td>修繕完了届出書</td><td>第1編1-1-47果産木材の仕様</td></tr> <tr><td>34</td><td>出来形確認請求書</td><td>第1編1-1-50総合評価落札方式</td></tr> <tr><td>35</td><td>(「土木工事施工管理基準」による)</td><td>第1編1-1-51契約後V E提案</td></tr> <tr><td>36</td><td>安全・訓練等の実施報告書</td><td>第1編1-1-51契約後V E提案</td></tr> <tr><td>37</td><td>工事事故等発生報告書</td><td>第1編1-1-51契約後V E提案</td></tr> <tr><td>38</td><td>休日・夜間作業届</td><td>第1編1-1-51契約後V E提案</td></tr> <tr><td>39</td><td>天災その他不可抗力による損害負担請求書</td><td>第1編1-1-51契約後V E提案</td></tr> <tr><td>40</td><td>(借金収納書)</td><td>第1編1-1-51契約後V E提案</td></tr> <tr><td>41</td><td>果産材利用報告書</td><td>第1編1-1-51契約後V E提案</td></tr> <tr><td>42</td><td>総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート</td><td>第1編1-1-51契約後V E提案</td></tr> <tr><td>43</td><td>V E提案書</td><td>第1編1-1-51契約後V E提案</td></tr> <tr><td>44</td><td>※()内事項については当該基準等の提出様式による。</td><td></td></tr> </tbody> </table>					No.	提出書類名	土木工事共通仕様書	1	(請負代金内訳書)	第3編1-1-2請負代金内訳書	2	工程表	第3編1-1-3工程表及び工事工程月報	3	工事工程月報	(建設工事請負契約約款第10条)	4	主任技術者等通知書	(" " 第1条)	5	指示・承諾・協議・提出・報告書	第1編1-1-4施工計画書	6	施工計画書	第1編1-1-9工事の下請負	7	下請負人通知書	第1編1-1-10施工体制台帳	8	施工体制台帳	第1編1-1-12調査・試験に関する協力	9	再下請負通知書	第1編1-1-15工期変更	10	施工体系図	第1編1-1-16支給材料及び貸与品	11	補助技術者通知書	第1編1-1-17工事現場発生品	12	工期延長請求書	第1編1-1-18建設副産物	13	変更工程表	第3編1-1-9品質証明	14	支給材料受領書	第2編第1章第2節工事材料の品質	15	支給材料受払簿	(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)	16	支給材料精算書	第2編第1章第2節工事材料の品質	17	貸与品借用書	第2編第1章第2節工事材料の品質	18	貸与品返納書	第3編1-1-6監督員による検査(確認を含む)及び立会等	19	現場発生品届	第3編1-1-8数量の算出及び完成図	20	再生資源利用計画書	第1編1-1-20工事完成検査	21	再生資源利用促進計画書	第1編1-1-20工事完成検査	22	搬入・搬出調書	第1編1-1-21出来形検査	23	品質証明書	第1編1-1-21出来形検査	24	(レディームイクストコンクリート取扱基準)	(「土木工事施工管理基準」による)	25	(セメントコンクリート製品取扱基準)	安全・訓練等の実施報告書	26	(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)	安全・訓練等の実施報告書	27	(盛土材料取扱基準)	第1編1-1-26工事中の安全確保	28	使用材料品質証明書	第1編1-1-29事故報告書	29	材料検査簿	第1編1-1-36施工時期及び施工時間の変更	30	段階確認・立会願	第1編1-1-38不可抗力による損害	31	(「土木工事数量算出要領」による)	第1編1-1-40保険の付保及び事故の補償	32	完成届出書	第1編1-1-47果産木材の仕様	33	修繕完了届出書	第1編1-1-47果産木材の仕様	34	出来形確認請求書	第1編1-1-50総合評価落札方式	35	(「土木工事施工管理基準」による)	第1編1-1-51契約後V E提案	36	安全・訓練等の実施報告書	第1編1-1-51契約後V E提案	37	工事事故等発生報告書	第1編1-1-51契約後V E提案	38	休日・夜間作業届	第1編1-1-51契約後V E提案	39	天災その他不可抗力による損害負担請求書	第1編1-1-51契約後V E提案	40	(借金収納書)	第1編1-1-51契約後V E提案	41	果産材利用報告書	第1編1-1-51契約後V E提案	42	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	第1編1-1-51契約後V E提案	43	V E提案書	第1編1-1-51契約後V E提案	44	※()内事項については当該基準等の提出様式による。		<p>土木工事共通仕様書に基づく主な提出書類様式一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類様式</th> <th>土木工事共通仕様書</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(請負代金内訳書)</td><td></td><td>-</td></tr> <tr><td>工程表</td><td>第3編1-1-2請負代金内訳書</td><td>2</td></tr> <tr><td>工事工程月報</td><td>第3編1-1-3工程表及び工事工程月報</td><td>3</td></tr> <tr><td>主任技術者等通知書</td><td>(建設工事請負契約約款第10条)</td><td>4</td></tr> <tr><td>指示・承諾・協議・提出・報告書</td><td>(" " 第1条)</td><td>5</td></tr> <tr><td>施工計画書</td><td>第1編1-1-4施工計画書</td><td>6</td></tr> <tr><td>下請負人通知書</td><td>第1編1-1-9工事の下請負</td><td>7</td></tr> <tr><td>施工体制台帳</td><td></td><td>8</td></tr> <tr><td>再下請負通知書</td><td>第1編1-1-10施工体制台帳</td><td>10</td></tr> <tr><td>施工体系図</td><td></td><td>12</td></tr> <tr><td>補助技術者通知書</td><td>第1編1-1-12調査・試験に関する協力</td><td>14</td></tr> <tr><td>工期延長請求書</td><td>第1編1-1-15工期変更</td><td>16</td></tr> <tr><td>変更工程表</td><td></td><td>17</td></tr> <tr><td>支給材料受領書</td><td></td><td>18</td></tr> <tr><td>支給材料受払簿</td><td></td><td>19</td></tr> <tr><td>支給材料精算書</td><td>第1編1-1-16支給材料及び貸与品</td><td>20</td></tr> <tr><td>貸与品借用書</td><td></td><td>21</td></tr> <tr><td>貸与品返納書</td><td></td><td>22</td></tr> <tr><td>現場発生品届</td><td>第1編1-1-17工事現場発生品</td><td>23</td></tr> <tr><td>再生資源利用計画書</td><td></td><td>24</td></tr> <tr><td>再生資源利用促進計画書</td><td>第1編1-1-18建設副産物</td><td>25</td></tr> <tr><td>搬入・搬出調書</td><td></td><td>26</td></tr> <tr><td>(品質証明書)</td><td>品質証明実施基準 (案)</td><td>-</td></tr> <tr><td>(レディームイクストコンクリート取扱基準)</td><td></td><td>-</td></tr> <tr><td>(セメントコンクリート製品取扱基準)</td><td></td><td>-</td></tr> <tr><td>(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)</td><td>第2編第1章第2節工事材料の品質</td><td>-</td></tr> <tr><td>(盛土材料取扱基準)</td><td></td><td>-</td></tr> <tr><td>使用材料品質証明書</td><td></td><td>27</td></tr> <tr><td>材料検査簿</td><td></td><td>28</td></tr> <tr><td>段階確認・立会願</td><td>第3編1-1-6監督員による検査(確認を含む)及び立会等</td><td>29</td></tr> <tr><td>完成届出書</td><td>第1編1-1-20工事完成検査</td><td>30</td></tr> <tr><td>修繕完了届出書</td><td>第1編1-1-20工事完成検査</td><td>31</td></tr> <tr><td>出来形確認請求書</td><td>第1編1-1-21出来形検査</td><td>32</td></tr> <tr><td>安全・訓練等の実施報告書</td><td>第1編1-1-26工事中の安全確保</td><td>33</td></tr> <tr><td>工事事故等発生報告書</td><td>第1編1-1-29事故報告書</td><td>34</td></tr> <tr><td>休日・夜間作業届</td><td>第1編1-1-36施工時期及び施工時間の変更</td><td>35</td></tr> <tr><td>天災その他不可抗力による損害負担請求書</td><td>第1編1-1-38不可抗力による損害</td><td>36</td></tr> <tr><td>(借金収納書)</td><td>第1編1-1-40保険の付保及び事故の補償</td><td>-</td></tr> <tr><td>果産材利用報告書</td><td>第1編1-1-47果産木材の仕様</td><td>38</td></tr> <tr><td>総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート</td><td>第1編1-1-50総合評価落札方式</td><td>39</td></tr> <tr><td>V E提案書</td><td>第1編1-1-51契約後V E提案</td><td>40</td></tr> <tr><td>砂防スレ堤 堆砂量計測板台帳</td><td>第8編1-11-7堆砂量計測板</td><td>44</td></tr> </tbody> </table> <p>※()内事項については当該基準等の提出様式による。</p>					提出書類様式	土木工事共通仕様書	ページ	(請負代金内訳書)		-	工程表	第3編1-1-2請負代金内訳書	2	工事工程月報	第3編1-1-3工程表及び工事工程月報	3	主任技術者等通知書	(建設工事請負契約約款第10条)	4	指示・承諾・協議・提出・報告書	(" " 第1条)	5	施工計画書	第1編1-1-4施工計画書	6	下請負人通知書	第1編1-1-9工事の下請負	7	施工体制台帳		8	再下請負通知書	第1編1-1-10施工体制台帳	10	施工体系図		12	補助技術者通知書	第1編1-1-12調査・試験に関する協力	14	工期延長請求書	第1編1-1-15工期変更	16	変更工程表		17	支給材料受領書		18	支給材料受払簿		19	支給材料精算書	第1編1-1-16支給材料及び貸与品	20	貸与品借用書		21	貸与品返納書		22	現場発生品届	第1編1-1-17工事現場発生品	23	再生資源利用計画書		24	再生資源利用促進計画書	第1編1-1-18建設副産物	25	搬入・搬出調書		26	(品質証明書)	品質証明実施基準 (案)	-	(レディームイクストコンクリート取扱基準)		-	(セメントコンクリート製品取扱基準)		-	(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)	第2編第1章第2節工事材料の品質	-	(盛土材料取扱基準)		-	使用材料品質証明書		27	材料検査簿		28	段階確認・立会願	第3編1-1-6監督員による検査(確認を含む)及び立会等	29	完成届出書	第1編1-1-20工事完成検査	30	修繕完了届出書	第1編1-1-20工事完成検査	31	出来形確認請求書	第1編1-1-21出来形検査	32	安全・訓練等の実施報告書	第1編1-1-26工事中の安全確保	33	工事事故等発生報告書	第1編1-1-29事故報告書	34	休日・夜間作業届	第1編1-1-36施工時期及び施工時間の変更	35	天災その他不可抗力による損害負担請求書	第1編1-1-38不可抗力による損害	36	(借金収納書)	第1編1-1-40保険の付保及び事故の補償	-	果産材利用報告書	第1編1-1-47果産木材の仕様	38	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	第1編1-1-50総合評価落札方式	39	V E提案書	第1編1-1-51契約後V E提案	40	砂防スレ堤 堆砂量計測板台帳	第8編1-11-7堆砂量計測板	44	
No.	提出書類名	土木工事共通仕様書																																																																																																																																																																																																																																																																																
1	(請負代金内訳書)	第3編1-1-2請負代金内訳書																																																																																																																																																																																																																																																																																
2	工程表	第3編1-1-3工程表及び工事工程月報																																																																																																																																																																																																																																																																																
3	工事工程月報	(建設工事請負契約約款第10条)																																																																																																																																																																																																																																																																																
4	主任技術者等通知書	(" " 第1条)																																																																																																																																																																																																																																																																																
5	指示・承諾・協議・提出・報告書	第1編1-1-4施工計画書																																																																																																																																																																																																																																																																																
6	施工計画書	第1編1-1-9工事の下請負																																																																																																																																																																																																																																																																																
7	下請負人通知書	第1編1-1-10施工体制台帳																																																																																																																																																																																																																																																																																
8	施工体制台帳	第1編1-1-12調査・試験に関する協力																																																																																																																																																																																																																																																																																
9	再下請負通知書	第1編1-1-15工期変更																																																																																																																																																																																																																																																																																
10	施工体系図	第1編1-1-16支給材料及び貸与品																																																																																																																																																																																																																																																																																
11	補助技術者通知書	第1編1-1-17工事現場発生品																																																																																																																																																																																																																																																																																
12	工期延長請求書	第1編1-1-18建設副産物																																																																																																																																																																																																																																																																																
13	変更工程表	第3編1-1-9品質証明																																																																																																																																																																																																																																																																																
14	支給材料受領書	第2編第1章第2節工事材料の品質																																																																																																																																																																																																																																																																																
15	支給材料受払簿	(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)																																																																																																																																																																																																																																																																																
16	支給材料精算書	第2編第1章第2節工事材料の品質																																																																																																																																																																																																																																																																																
17	貸与品借用書	第2編第1章第2節工事材料の品質																																																																																																																																																																																																																																																																																
18	貸与品返納書	第3編1-1-6監督員による検査(確認を含む)及び立会等																																																																																																																																																																																																																																																																																
19	現場発生品届	第3編1-1-8数量の算出及び完成図																																																																																																																																																																																																																																																																																
20	再生資源利用計画書	第1編1-1-20工事完成検査																																																																																																																																																																																																																																																																																
21	再生資源利用促進計画書	第1編1-1-20工事完成検査																																																																																																																																																																																																																																																																																
22	搬入・搬出調書	第1編1-1-21出来形検査																																																																																																																																																																																																																																																																																
23	品質証明書	第1編1-1-21出来形検査																																																																																																																																																																																																																																																																																
24	(レディームイクストコンクリート取扱基準)	(「土木工事施工管理基準」による)																																																																																																																																																																																																																																																																																
25	(セメントコンクリート製品取扱基準)	安全・訓練等の実施報告書																																																																																																																																																																																																																																																																																
26	(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)	安全・訓練等の実施報告書																																																																																																																																																																																																																																																																																
27	(盛土材料取扱基準)	第1編1-1-26工事中の安全確保																																																																																																																																																																																																																																																																																
28	使用材料品質証明書	第1編1-1-29事故報告書																																																																																																																																																																																																																																																																																
29	材料検査簿	第1編1-1-36施工時期及び施工時間の変更																																																																																																																																																																																																																																																																																
30	段階確認・立会願	第1編1-1-38不可抗力による損害																																																																																																																																																																																																																																																																																
31	(「土木工事数量算出要領」による)	第1編1-1-40保険の付保及び事故の補償																																																																																																																																																																																																																																																																																
32	完成届出書	第1編1-1-47果産木材の仕様																																																																																																																																																																																																																																																																																
33	修繕完了届出書	第1編1-1-47果産木材の仕様																																																																																																																																																																																																																																																																																
34	出来形確認請求書	第1編1-1-50総合評価落札方式																																																																																																																																																																																																																																																																																
35	(「土木工事施工管理基準」による)	第1編1-1-51契約後V E提案																																																																																																																																																																																																																																																																																
36	安全・訓練等の実施報告書	第1編1-1-51契約後V E提案																																																																																																																																																																																																																																																																																
37	工事事故等発生報告書	第1編1-1-51契約後V E提案																																																																																																																																																																																																																																																																																
38	休日・夜間作業届	第1編1-1-51契約後V E提案																																																																																																																																																																																																																																																																																
39	天災その他不可抗力による損害負担請求書	第1編1-1-51契約後V E提案																																																																																																																																																																																																																																																																																
40	(借金収納書)	第1編1-1-51契約後V E提案																																																																																																																																																																																																																																																																																
41	果産材利用報告書	第1編1-1-51契約後V E提案																																																																																																																																																																																																																																																																																
42	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	第1編1-1-51契約後V E提案																																																																																																																																																																																																																																																																																
43	V E提案書	第1編1-1-51契約後V E提案																																																																																																																																																																																																																																																																																
44	※()内事項については当該基準等の提出様式による。																																																																																																																																																																																																																																																																																	
提出書類様式	土木工事共通仕様書	ページ																																																																																																																																																																																																																																																																																
(請負代金内訳書)		-																																																																																																																																																																																																																																																																																
工程表	第3編1-1-2請負代金内訳書	2																																																																																																																																																																																																																																																																																
工事工程月報	第3編1-1-3工程表及び工事工程月報	3																																																																																																																																																																																																																																																																																
主任技術者等通知書	(建設工事請負契約約款第10条)	4																																																																																																																																																																																																																																																																																
指示・承諾・協議・提出・報告書	(" " 第1条)	5																																																																																																																																																																																																																																																																																
施工計画書	第1編1-1-4施工計画書	6																																																																																																																																																																																																																																																																																
下請負人通知書	第1編1-1-9工事の下請負	7																																																																																																																																																																																																																																																																																
施工体制台帳		8																																																																																																																																																																																																																																																																																
再下請負通知書	第1編1-1-10施工体制台帳	10																																																																																																																																																																																																																																																																																
施工体系図		12																																																																																																																																																																																																																																																																																
補助技術者通知書	第1編1-1-12調査・試験に関する協力	14																																																																																																																																																																																																																																																																																
工期延長請求書	第1編1-1-15工期変更	16																																																																																																																																																																																																																																																																																
変更工程表		17																																																																																																																																																																																																																																																																																
支給材料受領書		18																																																																																																																																																																																																																																																																																
支給材料受払簿		19																																																																																																																																																																																																																																																																																
支給材料精算書	第1編1-1-16支給材料及び貸与品	20																																																																																																																																																																																																																																																																																
貸与品借用書		21																																																																																																																																																																																																																																																																																
貸与品返納書		22																																																																																																																																																																																																																																																																																
現場発生品届	第1編1-1-17工事現場発生品	23																																																																																																																																																																																																																																																																																
再生資源利用計画書		24																																																																																																																																																																																																																																																																																
再生資源利用促進計画書	第1編1-1-18建設副産物	25																																																																																																																																																																																																																																																																																
搬入・搬出調書		26																																																																																																																																																																																																																																																																																
(品質証明書)	品質証明実施基準 (案)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																
(レディームイクストコンクリート取扱基準)		-																																																																																																																																																																																																																																																																																
(セメントコンクリート製品取扱基準)		-																																																																																																																																																																																																																																																																																
(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)	第2編第1章第2節工事材料の品質	-																																																																																																																																																																																																																																																																																
(盛土材料取扱基準)		-																																																																																																																																																																																																																																																																																
使用材料品質証明書		27																																																																																																																																																																																																																																																																																
材料検査簿		28																																																																																																																																																																																																																																																																																
段階確認・立会願	第3編1-1-6監督員による検査(確認を含む)及び立会等	29																																																																																																																																																																																																																																																																																
完成届出書	第1編1-1-20工事完成検査	30																																																																																																																																																																																																																																																																																
修繕完了届出書	第1編1-1-20工事完成検査	31																																																																																																																																																																																																																																																																																
出来形確認請求書	第1編1-1-21出来形検査	32																																																																																																																																																																																																																																																																																
安全・訓練等の実施報告書	第1編1-1-26工事中の安全確保	33																																																																																																																																																																																																																																																																																
工事事故等発生報告書	第1編1-1-29事故報告書	34																																																																																																																																																																																																																																																																																
休日・夜間作業届	第1編1-1-36施工時期及び施工時間の変更	35																																																																																																																																																																																																																																																																																
天災その他不可抗力による損害負担請求書	第1編1-1-38不可抗力による損害	36																																																																																																																																																																																																																																																																																
(借金収納書)	第1編1-1-40保険の付保及び事故の補償	-																																																																																																																																																																																																																																																																																
果産材利用報告書	第1編1-1-47果産木材の仕様	38																																																																																																																																																																																																																																																																																
総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	第1編1-1-50総合評価落札方式	39																																																																																																																																																																																																																																																																																
V E提案書	第1編1-1-51契約後V E提案	40																																																																																																																																																																																																																																																																																
砂防スレ堤 堆砂量計測板台帳	第8編1-11-7堆砂量計測板	44																																																																																																																																																																																																																																																																																
提出書類様式																																																																																																																																																																																																																																																																																		

